

下 関 市 ・ 豊 浦 郡 4 町 合 併 協 議 会
第 5 回 会 議

日時 平成15年8月28日(木) 14時から

場所 豊浦町中央公民館

下 関 市 ・ 豊 浦 郡 4 町 合 併 協 議 会

第 5 回 会 議 次 第

日時 : 平成15年8月28日(木)14時

場所 : 豊浦町中央公民館

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議

(1) 会議録署名委員指名

(2) 報告事項

報告第18号 新市まちづくり構想策定事業の進捗状況について

報告第19号 第2回新市の名称候補選定小委員会の開催状況について

報告第20号 第1回地域審議会・組織及び機構の取扱い小委員会の開催状況について

報告第21号 予算の流用について

(3) 協議事項

協議第23号の2(継続協議)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(合併協定項目8)

協議第27号 地方税の取扱いについて(合併協定項目9)

協議第28号 条例・規則等の取扱いについて(合併協定項目12)

協議第29号 慣行の取扱いについて(合併協定項目19)

協議第30号 納税関係事業について(合併協定項目26)

協議第31号 第6回協議会日程について

(4) 第6回合併協議会協議事項

1) 使用料・手数料等の取扱いについて(合併協定項目15)

2) 電算システム事業について(合併協定項目24)

3) 広報広聴関係事業について(合併協定項目25)

4) 第7回協議会日程について

4 その他

5 閉 会

目 次

会 議

報告事項

報告第 18 号	新市まちづくり構想策定事業の進捗状況について	1
報告第 19 号	第 2 回新市の名称候補選定小委員会の開催状況について	5
報告第 20 号	第 1 回地域審議会・組織及び機構の取扱い小委員会の開催状況について	11
報告第 21 号	予算の流用について	15

協議事項

協議第 23 号の 2 (継続協議)

	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (合併協定項目 8)	19
協議第 27 号	地方税の取扱いについて (合併協定項目 9)	37
協議第 28 号	条例・規則等の取扱いについて (合併協定項目 1 2)	63
協議第 29 号	慣行の取扱いについて (合併協定項目 1 9)	69
協議第 30 号	納税関係事業について (合併協定項目 2 6)	77
協議第 31 号	第 6 回協議会日程について	85

第 6 回合併協議会協議事項

第 6 回合併協議会協議事項	87
・使用料・手数料等の取扱いについて (合併協定項目 1 5)	89
・電算システム事業について (合併協定項目 2 4)	93
・広報広聴関係事業について (合併協定項目 2 5)	99
・第 7 回協議会日程について	103

報告第 18 号

新市まちづくり構想策定事業の進捗状況について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

新市まちづくり構想策定事業の進捗状況について

1 新市まちづくり構想策定委員会

- (1)第3回開催日 平成15年8月20日(水)
- (2)開催場所 豊田町町民センター
- (3)内 容
 - アンケート集計結果及びワークショップ活動の報告
 - 新市まちづくり構想についての討議
 - 構想策定の方針
 - 時代の潮流
 - 地域の現状と課題
 - 合併の効果と変化の想定
 - 住民の声(アンケート調査及びワークショップ活動)
 - 新市のまちづくりについて
 - ・まちづくりの主要課題
 - ・まちづくりの理念
 - ・まちづくりの基本的な考え方
 - ・まちづくりの将来像
 - ・将来像の実現への取り組み
- (4)新市のまちづくりに関するアンケート調査集計結果報告・・・別冊1のとおり

2 新市まちづくりワークショップ

- (1)第4回開催日 平成15年7月31日(木)
- (2)開催場所 梅光学院大学旧梅ヶ峠キャンパス図書館新館(5階)
- (3)応募者数 53名
- (4)内 容
 - 《テーマ：役割分担、施策の考え方》
 - 第3回のアイデアや将来像を踏まえ、住民、企業、行政などの役割分担を考え、新市の将来像を実現するための施策展開等について討議。新市まちづくり構想策定委員会委員長の講評。
- (5)新市まちづくりワークショップ活動結果報告・・・別冊2のとおり

報告第19号

第2回新市の名称候補選定小委員会の開催状況について、次のとおり報告する。

開催日時	平成15年8月18日(月) 13:30～
開催場所	梅光学院大学旧梅ヶ峠キャンパス図書館新館5階
出席委員	14名(全15名)
協議事項	1. 新市の名称公募要領について 2. 新市の名称候補選定基準について 3. 第3回小委員会の日程について 以上、別紙のとおり

平成15年8月28日提出

下関市・豊浦郡4町合併協議会

会 長 江 島 潔

第2回新市の名称候補選定小委員会の協議結果について

協議事項 1 新市の名称公募要領について

【目 的】 合併に関する地域住民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、新市の名称についての住民意見を幅広く把握する。

【公募範囲】 地域住民の意見を尊重するため、1市4町の住民を対象とする。

【公募方法】

応募資格	1市4町の住民で、中学生以上を対象とする。 [応募用紙配布先] 1市4町の全世帯(合併協議会ニュース綴じ込み(裏表紙)) 各役所・役場、支所・出張所等の公共施設の窓口
応募方法	専用応募用紙(はがき部分の郵送又はファックス)、官製はがき、封書
応募件数	原則として1世帯1件とするが、同一世帯から複数応募される場合は1人1件まで応募できるものとする。
記載内容	名称の選定内容(新名称の場合は、名称案、ふりがな、提案理由も記入) 応募者の住所、氏名、年齢、電話番号
応募期間	平成15年9月15日(月)～10月24日(金) 期限日の消印有効
提出先	[郵 送] 〒759-6314 山口県豊浦郡豊浦町大字厚母郷 22-1 下関市・豊浦郡4町合併協議会事務局 [FAX] 0832-86-2278

【懸 賞】 応募者の中から、抽選で、地域特産品などを52名(組)に贈呈するものとする。

国民宿舎 海峡ビューしものせき ペア宿泊券 2組

1市4町の地域特産品セット 50名

※協議会会長及び委員全員(52名)の抽選により決定する。

【広報活動】 ・合併協議会ニュース、合併協議会ホームページへの掲載
・各市町の広報紙、ホームページへの掲載、その他各種広報媒体を通じた情報提供
・報道各社への積極的な情報提供と広報依頼

・教育機関(中学、高校)を通じた若年層への積極的な情報提供(協力依頼)

【発 表】 ・新市名の選考結果及び懸賞当選者については、協議会において新市名が決定された後、合併協議会ニュース、協議会ホームページ等に掲載する。
・応募された作品に関する一切の権利は、下関市・豊浦郡4町合併協議会に帰属するものとする。

協議事項 2 新市の名称候補選定基準について

【選定基準】

- 新市名の候補は、次の から までのうち、一つ以上に該当するものとする。

- ① 現在の 1 市 4 町のいずれかの名称
- ② 地域が地理的にイメージできるもの
- ③ 地域の歴史、文化にちなんだもの
- ④ 地域の特徴を表すもの
- ⑤ 地域の知名度が向上でき、対外的にアピールできるもの
- ⑥ 住民の理想や願いを表すもの
- ⑦ その他新市としてふさわしいもの

- ※ 1 漢字、ひらがな、カタカナにより表記されたもの
- 2 名称の選定理由が明確なもの（新名称とする場合）

【選定方法】

- 小委員会において、応募結果から新市の名称としてふさわしいと考えられる候補名を 5 点程度選定し、応募結果とともにこれを協議会に報告して、協議会の協議により決定する。

【応募作品の修正】

- 応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

【選定上の留意点】

- 名称候補については、応募数のみならず、提案理由や上記選定基準を踏まえ、総合的な見地から十分な検討を行った上で選定を行うものとする。

協議事項 3 第 3 回小委員会の日程について

[日 時] 10月31日(金) 午後1時30分

[場 所] 旧梅光学院大学梅ヶ峠キャンパス図書館新館5階

➡ 公募結果の集約及び名称候補の選定（答申案の協議）

下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町が合併した場合の

新しい市の 懸賞 名前を募集

10月24日
金 締切

応募された方の中から抽選で次の賞品が贈られます。

2組

国民宿舎海峡ビューしものせき
ペア宿泊券

50名

1市4町の地域特産品セット

記入方法

右のはがきの①・②のどちらか一方だけに記入して下さい。

① 現在の市町名のいずれかを新市の名称としたい方は「下関・菊川・豊田・豊浦・豊北」のどれかに○をつけて下さい。

② 新しい市名を付けたいと思われる方は、新市にふさわしいと思われる名前を、提案の理由を添えてご記入下さい。

※現在の1市4町の名称は、町・字名として残すこともできます。

FAXでご応募の方は、下記の必要事項をご記入の上送信して下さい。

住所	〒()
ふりがな	
氏名	
電話番号	() - ※差し支えなければご記入下さい

このままFAXでご応募いただけます。

0832-86-2278

応募方法



Faxで このページを
0832-86-2278へ



郵便で このページの応募専用はがき、官製はがきまたは封書に必要事項をご記入の上、投函してください。

※合併協議会ニュースは、市役所、各町役場、支所、出張所などの公共施設の窓口にもおいています。

キリトリ

新市の名称応募専用はがき

※①と②のどちらか一方だけに記入してください。
両方記載した場合は、無効となります。

1 現在の市町名のいずれかを新市の名称とする。



新市の名称としたいものに○をつけて下さい。(1つだけ)

下関	菊川	豊田	豊浦	豊北
----	----	----	----	----

2 新たな名称を付ける。



新市の名称

※1点のみご記入下さい。

ふりがな(漢字の場合は必ずご記入下さい)

し
市

提案の理由

※必ずご記入下さい。



新市の名称を
募集しています。

■ 募集要項 ■

■応募できる人

1市4町にお住まいの方で、中学生以上の方
ならどなたでもご応募できます。

■募集期間

9月15日(月)～10月24日(金)(消印有効)

■応募できる数

原則は、1世帯1件としますが、同一世帯内
で複数応募される場合は、1人1件まで応募で
きます。

■発表

合併協議会ニュースおよび合併協議会ホーム
ページでお知らせいたします。

■選定方法

名称候補の選定は、応募数の多少だけでなく
提案理由や選定基準を踏まえ、総合的な見地か
ら十分検討の上行います。

■その他

- ・応募された名前に関する一切の権利は、下関
市・豊浦郡4町合併協議会に帰属します。
- ・応募作品を必要に応じて作品の趣旨を損なわ
ない範囲で修正することがあります。

選定基準

【選定基準】

- ① 漢字、ひらがな、カタナカのみで表記されたもの
- ② 名称の理由が明確なもの

(例えば)

- ◆現在の1市4町のいずれかの名称
- ◆地域が地理的にイメージできるもの
- ◆地域の歴史、文化にちなんだもの
- ◆地域の特徴を表したもの
- ◆地域の知名度が向上でき、対外的にアピールできる
もの
- ◆住民の理想や願いを表したもの
- ◆その他新市としてふさわしいもの

記載内容

次の(1)～(3)の項目すべてについて記入のないも
のは無効とします。

- (1) 新市の名称の①または②のいずれかを記載(②
については、名称のふりがなと提案の理由も)
のこと。但し、①、②両方の記載がある場合は
無効です。
- (2) 住所
- (3) 氏名(ふりがな)

※電話番号は差し支えなければご記入下さい。

新市の名称が決まるまで

小委員会で名称の公募方法の検討



合併協議会で名称の公募方法の確認



名称の公募



小委員会で名称の候補5点程度を選定



合併協議会で小委員会の報告を受けて新市の名
称を協議

問い合わせ

下関市・豊浦郡4町合併協議会事務局

〒759-6314 豊浦町大字厚母郷22-1

梅光学院大学旧梅ヶ峠キャンパス図書館新館

TEL0832-64-2160 FAX0832-86-2278

キリトリ
郵便はがき

料金受取人払

7 5 9 - 6 3 9 0

豊浦局承認

1

有効期限
平成15年10月31日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

山口県豊浦郡豊浦町大字厚母郷22番地の1
梅光学院大学旧梅ヶ峠キャンパス内
図書館新館

下関市・豊浦郡4町合併協議会事務局 行



住所	〒()
ふりがな	
氏名	
電話番号	() -

※差し支えなければご記入下さい

キリトリ

報告第 2 0 号

第 1 回地域審議会・組織及び機構の取扱い小委員会の開催状況について、次のとおり報告する。

開催日時	平成 1 5 年 8 月 1 8 日 (月) 1 5 : 3 0 ~
開催場所	梅光学院大学旧梅ヶ峠キャンパス図書館新館 5 階
出席委員	1 4 名 (全 1 5 名)
協議事項	1 . 委員長及び副委員長の選出について 2 . 地域審議会について 3 . 組織及び機構の整備 (庁舎の設置方法) について 4 . 地域自治組織について 5 . 第 2 回小委員会の日程について 以上、別紙のとおり

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

第1回地域審議会・組織および機構の取扱い小委員会の協議結果について

協議事項1 委員長及び副委員長の選出について

- [委員長] 植村 正文 (豊浦町 助役)
[副委員長] 河崎 威 (下関市 連合自治会会長)

協議事項2 地域審議会について

【協議結果】

- 地域審議会については、基本的に設置する方向で調整する。
- 設置区域等については、各市町で協議の上、次回改めて調整を行う。

[次回協議事項] 地域審議会の設置内容について(区域、期間、任務、委員構成等)

[主な意見]

- 審議会の意見はどの程度の重みがあるのか。トップ、本庁に意見が伝わる仕組みとなっているか。
- 新市建設計画の推進にあたってのチェック機関として、是非設置すべきである。
- 合併後の新市建設計画の変更等における役割も重要。審議会の意見がきちんと反映されるべき。
- 住民の不安を解消するためにも、審議会は設置するのが望ましい。
- 議員数の削減を補完する機能もあり、定数についても議員数を考慮してほしい。
- 新市の総合振興計画の策定等も任務の例にあがっており、役割は非常に重要である。
- 審議会には計画等に関する十分な情報が提供されるべき。
- 地域自治組織とも関わりがあり、併せて検討する必要があるのでは。
- 議会との関係、小委員会の答申予定時期、設置議決の時期、諮問の方法、法規定の内容 ほか

協議事項3 組織及び機構の整備(庁舎の設置方法)について

【協議結果】

- 総合支所方式でスタートし、新市において、引き続き合理化のための改革を進めていく。

[次回協議事項] ・基本的な整備の考え方、本庁及び支所等の機能
・現在の支所、出張所、出先機関等の取扱い ほか

[主な意見]

- 合併効果等から本庁方式が望ましいが、広域性を考えると一定の業務を支所に残すことも必要であり、独自の方式について検討が必要。
- 窓口サービスだけでは住民不安が生ずるし、地域がさびれるので、総合支所方式がよい。
- 当面は総合支所方式が望ましいが、政策的な見地や国、県との対応等を考えると、福祉、産業等の部門についても企画管理機能は本庁に集約すべき。(支所は現業・専門職を中心)
- 現在でも絶えず機構改革を行っており、新市においても、実情に合わせて改革が行われるべき。
- 中核市の権限の所管、設置方法の変更例、下関市の業務内容 ほか

協議事項 4 地域自治組織について

- 事務局より制度内容の説明。(次回以降、国等の新たな情報を入手した段階で改めて協議)

協議事項 5 第 2 回小委員会の日程について

[日 時] 10月8日(水) 午前10時
[場 所] 下関商工会館

報告第 2 1 号

平成 1 5 年度下関市・豊浦郡 4 町合併協議会の歳出予算の流用を行ったので、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

別紙

平成15年度 下関市・豊浦郡4町合併協議会予算流用報告書

歳出

(単位:千円)

項 目	本年度予算額	流用額	流用後の額	説 明
報 酬	4,000		4,000	
旅 費	8,815	▲ 1,130	7,685	「使用料及び賃借料」へ1,130千円流用
需 用 費	32,502		32,502	
役 務 費	4,628		4,628	
委 託 料	61,294		61,294	
使 用 料 及び賃借料	3,965	1,130	5,095	建物借上げ面積の変更による賃借料の増額及び電子複写機の追加借上げにともなう予算不足のため、「旅費」より1,130千円流用
工事請負費	525		525	
備品購入費	1,040		1,040	
負担金補助 及び交付金	3,083		3,083	
合 計	119,852		119,852	

協議第 2 3 号の 2

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（合併協定項目 8）について次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

新市に下関市・豊浦町の区域、菊川町・豊田町・豊北町の区域とした 2 つの農業委員会を置き、1 市 4 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後 1 年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、合併後 4 年間までに 1 つの農業委員会とすることに努める。

平成 年 月 日 確 認

下関市・豊浦郡4町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	[変更後] 新市に下関市・豊浦町の区域、菊川町・豊田町・豊北町の区域とした2つの農業委員会を置き、1市4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 また、合併後4年間までに1つの農業委員会とすることに努める。 [変更前] 新市に下関市・菊川町の区域、豊田町・豊浦町・豊北町の区域とした2つの農業委員会を置き、1市4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 また、合併後10年間までに1つの農業委員会とすることに努める。

【調整内容の変更理由】

➤ [区域について]

農業委員数の急激な減少によって、業務の円滑な遂行や地域農業の振興に支障を来たさないよう、当面2つの農業委員会を置くこととし、その区域については、農地の計画的な保全・管理、総合的な土地利用を図る観点から、都市計画区域の指定がなされている下関市と豊浦町、農業振興地域である菊川町・豊田町・豊北町をそれぞれ1つの区域とする。

➤ [統合時期について]

合併後の新市の一体性の速やかな確保と計画的な合理化を推し進めるため、上記の区域については、1年間の在任特例期間と最初の任期（3年）を合わせた4年間とし、その後1つの農業委員会に統合を図る。

【参考】

資料 8 - 1 他地域の状況（参考事例）

資料 8 - 2 現況

資料 8 - 3 農業委員会委員の身分等に関する資料

追加資料1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料（変更後）

資料 8 - 4 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料（変更前）

資料 8 - 5 関係法令等（抜粋）

他地域の状況（参考事例）

農業委員会定数及び任期の取扱いに関する事例

●山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

2 市 2 町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1 つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

●熊本県あさぎり町（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

新町の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から 50 日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は 20 名とする。

●香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日新設合併）

新たに設置する「さぬき市」に一つの農業委員会を置き、津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 14 年 7 月 19 日まで、引き続き新たに設置する「さぬき市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

●佐賀県杵島 6 町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日：新設合併予定）継続協議中

新市に 2 つの農業委員会をおくものとし、1 つの農業委員会における選挙による委員は 23 名とする。なお、選挙による委員については、新市設置の日から 50 日以内に選挙を行うものとする。

●岐阜県郡上市（平成 16 年 3 月 1 日：新設合併予定）

新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした 2 つの農業委員会を置く。7 町村の選挙による委員であった者は、合併後 1 年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

●広島県三次市（平成 16 年 4 月 1 日：新設合併予定）

1. 農業委員会については、合併時に統合し、選挙委員の定数は 30 人とする。また、4 の選挙区を設定する。
2. 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条を適用する。
適用を受ける選挙委員を 30 人とし、三次市農業委員会から 11 人、君田村農業委員会から 2 人、布野村農業委員会から 2 人、作木村農業委員会から 2 人、吉舎町農業委員会から 4 人、三良坂町農業委員会から 2 人、三和町農業委員会から 4 人、甲奴町農業委員会から 3 人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この適用期間は合併の日から 1 年間とする。

協 定 項 目

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

資料 8 - 2

現 況

下 関 市	菊 川 町	豊 田 町	豊 浦 町	豊 北 町
定数 37 選挙委員 30 選任委員 7 (議会推薦5人、 農協・共済推薦2 人) 任期 平成17年7月19日	定数 22 選挙委員 16 選任委員 6 (議会推薦4人、 農協・共済推薦2 人) 任期 平成17年8月27日	定数 23 選挙委員 16 選任委員 7 (議会推薦5人、 農協・共済推薦2 人) 任期 平成17年7月19日	定数 20 選挙委員 16 選任委員 4 (議会推薦3人、 農協・共済推薦1 人) 任期 平成17年8月3日	定数 24 選挙委員 20 選任委員 4 (議会推薦2人、 農協・共済推薦2 人) 任期 平成18年5月16日

市町村名	区域面積 H12.10.01	農家数 (基準農 業者数)	農地面積 H12.02.01	選挙人による委員 の定数の 基準	選挙による委員の 条例定数	選挙委員	選任委員		委員数合計
							法12条1号 委員(農 協・共済 推薦)	法12条2号 委員(議 会推薦5人 以内)	
下 関 市	ha 22,409	戸 2,178	ha 2,168	人以下 30	人 30	人 30	人 2	人 5	人 37
菊 川 町	8,378	761	1,103	30	16	16	2	4	22
豊 田 町	16,347	863	1,298	30	17	16	2	5	23
豊 浦 町	7,584	611	748	20	16	16	1	3	20
豊 北 町	16,861	1,086	1,242	30	20	20	2	2	24
合 計	71,579	5,499	6,559	140	99	98	9	19	126

農業委員会委員の身分等に関する資料

1 農業委員会の概要

○法令根拠

地方自治法第202条の2第4項、

農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）第3条～35条

○設置団体

市町村

・その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

・その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるもの（区域面積24,000ha超、農地面積7,000ha超）にあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

○権限

農地等利用関係の調整、農地の交換分合その他農地の関する事務及び農政事務

○委員数

・選挙による委員

政令で定める基準により10人～40人の間で条例で定める人数

・選任による委員（市町村長が選任）

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した委員 --- 各1名

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者

--- 5名以内

○任期

3年

○直接請求

選挙による委員についての解任請求

2 「農業委員会委員の任期及び定数の取扱い」に係る特例措置等の概要

市町村の合併が行われたときは、新設合併の場合、合併関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うこととなるのが原則である。

これに対して、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）には、以下のような特例措置が定められている。

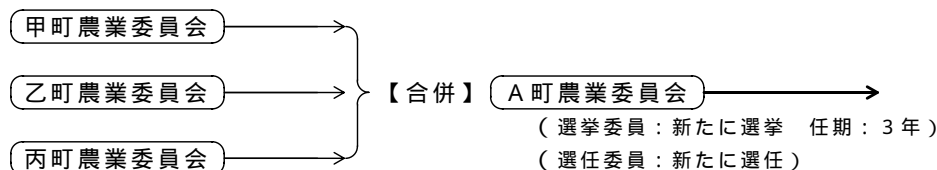
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合（新設合併）

○原則の取扱い

・合併関係市町村の農業委員会は全て廃止となるため、当該農業委員会の選挙による委員（以下「選挙委員」という。）及び選任による委員（以下「選任委員」という。）ともに身分を失い、合併市町村に1つの農業委員会となる。

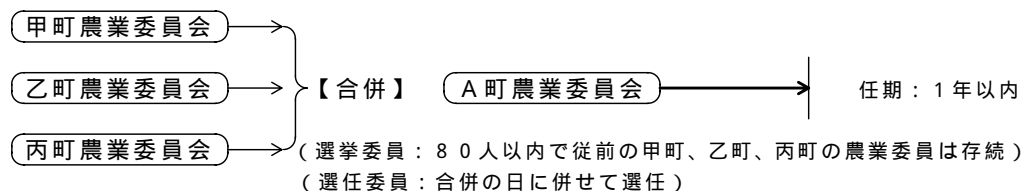
・この場合、選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行い、選任委員についても速やかに選任する。

「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
「農業委員会等に関する法律」第12条



○ 在任特例

- ・合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって、当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議により定められた期間は、引き続き合併市町村の選挙委員として在任することができる。
- ・なお、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が、上記の定数（10人以上80人以下で定める数）を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併市町村の選挙委員として在任する者を選出する。
- ・また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、農業委員会の設置による一般選挙を行うこととなる。
- ・この特例措置は、合併関係市町村の協議により適用するかどうかを決め、合併関係市町村の各議会の議決を経た上で、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- ・当該特例措置は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、特例措置はないので、合併後速やかに農委法に定める手続きにより選任する委員を選出しなければならない。

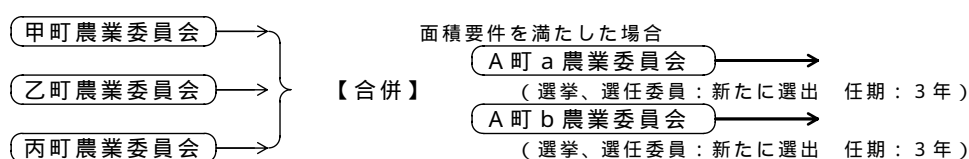


合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合(新設合併)

○ 原則の取扱い

- ・合併市町村が、市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える場合は、合併市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。
1市4町の面積：71,579haで該当（1市4町の農地面積：6,559ha）
- ・この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、農業委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

「農業委員会等に関する法律」第3条第2項



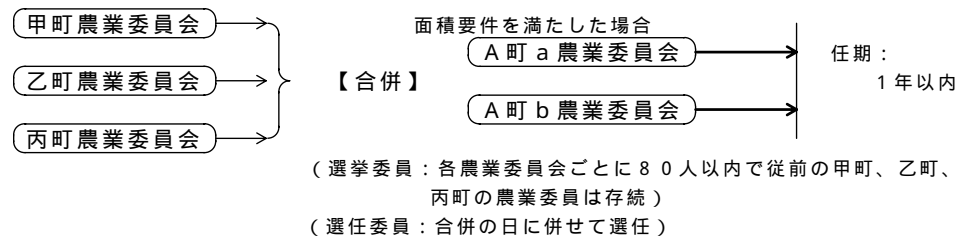
○ 在任特例

- ・「合併後 2 以上の農業委員会を設置」する場合においても、農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例がある。

（注）残任する選挙委員の人数など特例の適用については、各農業委員会委員ごとに適用され、旧選挙委員は、住所地により各農業委員会に振り分けられる。

- ・この場合、選任委員については、特例措置はないので、合併後速やかに農委法に定める手続きにより選任する委員を選出しなければならない。

「市町村の合併の特例に関する法律」第 8 条第 3 項



合併後従前の区域どおりに 2 以上の農業委員会を置く場合

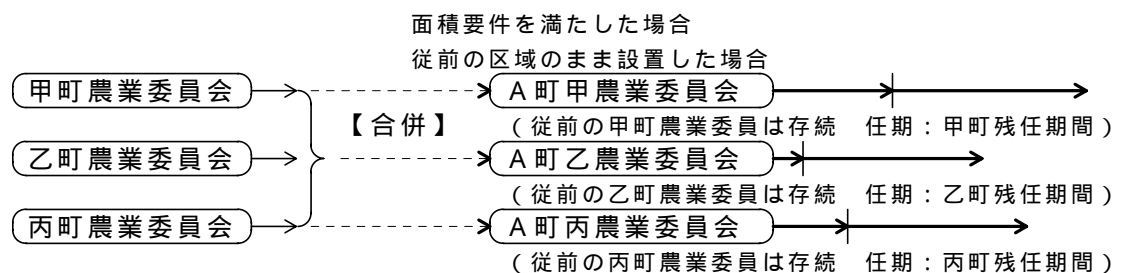
- ・合併市町村が、市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える場合であって、合併市町村に置かれる 2 以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、合併市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができる。

（注1） この場合、合併特例法の適用について考慮する必要はない。

（注2） この場合の委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙委員の残任期間となる。

- ・この場合、農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。

「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項、第 3 4 条第 1 項



新市における農業委員会設置に係る選択肢(新設合併)

	農業委員会数	区域の変更の有無	合併特例法の適用の有無
	1 つ		な し
			あ り
	2 つ以上	あ り	な し
			あ り
		な し	農委法 3 4 条

新市における旧市町農業委員会委員の身分の取扱い(新設合併)

	選挙委員	選任委員
原 則	身分喪失 新市の委員を選挙(合併の日から50日以内に一般選挙) 定数は、条例で定める数	身分喪失 新市の委員を速やかに選任
合併特例法の適用	(定数) 10人以上80人以内 1 80人を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する。 2 農業委員会が2つ以上ある場合は、農業委員会ごとの定数である。 3 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。 (任期) 合併の日から1年以内で協議で定める期間	身分喪失 新市の委員を速やかに選任

新市における農業委員会の設置に係る手続き

選挙による委員の在任特例を適用する場合は、合併関係市町村の協議(協議は、合併協議会の協議内容に基づき、合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない。協議成立後、合併関係市町村は直ちに告示しなければならない。)が必要。

合併日において市長職務執行者は、関係条例を専決する。

- * 農業委員会の選挙による委員の定数条例
- * 選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例(選挙区を設定する場合)
- * 農業委員会の部会に関する条例
- * 農業委員会職員の定数条例
- * 委員の報酬、支給及び費用弁償に関する条例
- * 所掌事務を行うため出頭させた者に対する旅費支給条例

各推薦委員の選任

- * 農業協同組合・農業共済組合推薦委員の選任
- * 議会推薦委員の選任(なお、議会がない場合は、新市議会設置後、議会推薦委員の選任)

農業委員会総会の開催(合併の期日又は議会がある場合は、臨時議会開催後...議会推薦後)

- * 会長・職務代理等の決定
- * 各部会人事の決定(互選の方法は、投票が原則)
- * 農業委員会職員の任命
- * 農業委員会関係規則・規定等の決定

3 農業委員会の定数について

農業委員選挙委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が3段階定められています。この基準の中で、各市町村が条例で定めることになります。

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項、「同施行令」第2条の2

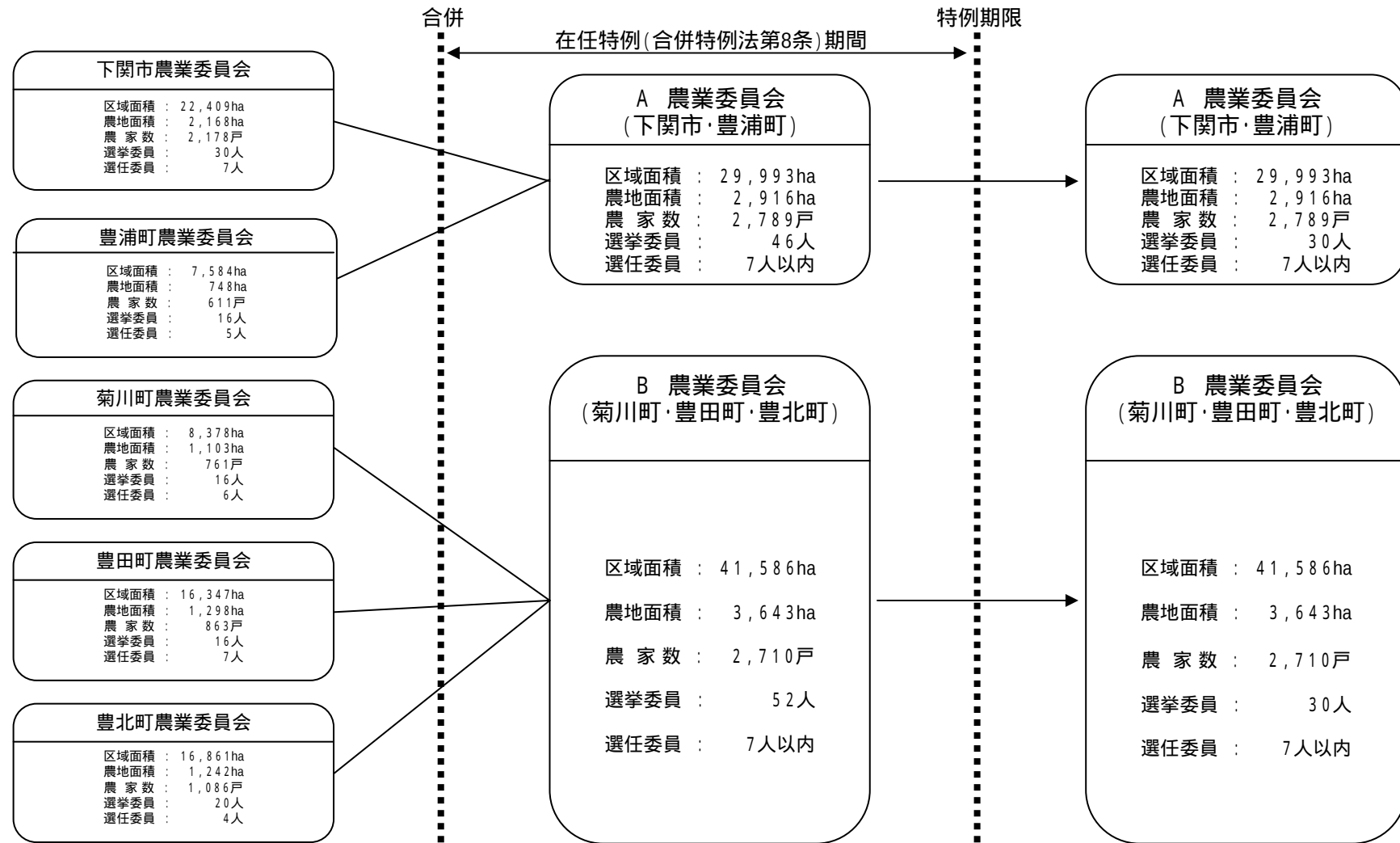
農地面積 5,000ha を超え、かつ、基準農業者数 6,000 を超える農業委員会 ... 40 人以下

農地面積 1,300ha を超え、かつ、基準農業者数 1,100 を超える場合であって、
に該当する農業委員会以外の農業委員会 ... 30 人以下

農地面積 1,300ha 以下、又は、基準農業者数 1,100 以下の農業委員会 ... 20 名以下

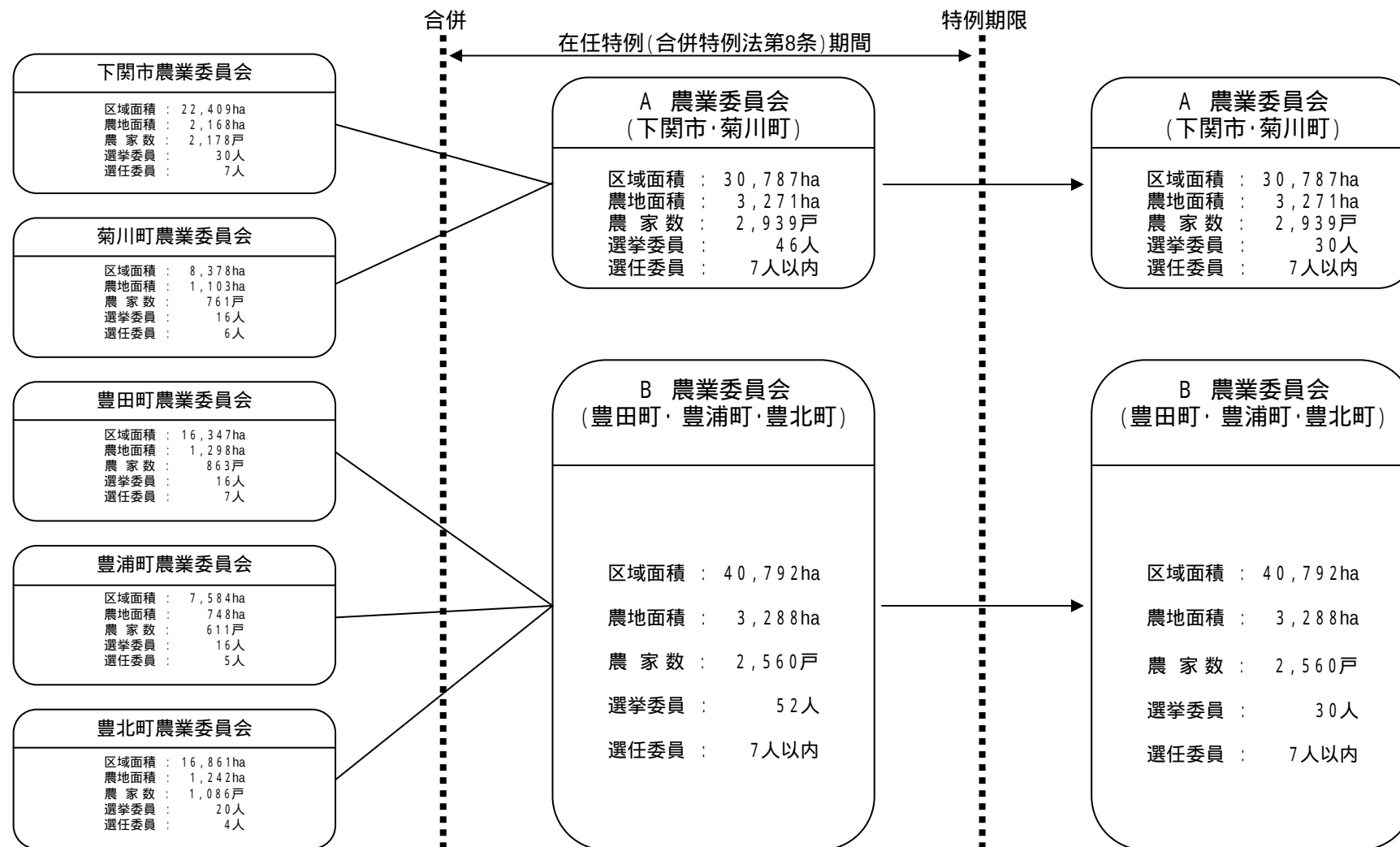
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料

合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（イメージ比較）... 下関市・豊浦町区域と菊川町・豊田町・豊北町区域の場合



農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料

合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（イメージ比較）... 下関市・菊川町区域と豊田町・豊浦町・豊北町区域の場合



協 定 項 目

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

追加資料 1

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料

合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（数値比較）…下関市・豊浦町区域と菊川町・豊田町・豊北町区域の場合

単位：ha、戸、人

現況 (合併前)			農業委員会別										計	
			下関市		菊川町		豊田町		豊浦町		豊北町			
	1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り			
	区域面積	22,409	-	8,378	-	16,347	-	7,584	-	16,861	-	71,579	-	
	農地面積	2,168	72.3	1,103	68.9	1,298	81.1	748	46.8	1,242	62.1	6,559	66.9	
農家数	2,178	72.6	761	47.6	863	53.9	611	38.2	1,086	54.3	5,499	56.1		
選挙委員	30	-	16	-	16	-	16	-	20	-	98	-		
選任委員	1号	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	10	-	
	2号	5	-	4	-	5	-	3	-	2	-	19	-	

在任特例期間 (合併後)			農業委員会別								計	
			下関市・豊浦町				菊川町・豊田町・豊北町					
			1選挙委員当り				1選挙委員当り					
	区域面積	29,993				41,586				-	71,579	-
	農地面積	2,916				3,643				70.1	6,559	66.9
	農家数	2,789				2,710				52.1	5,499	56.1
	選挙委員	46				52				-	98	-
選任委員	1号	2				2				-	4	-
	2号	5				5				-	10	-

在任特例期間 満了後 (合併後)			農業委員会別								計	
			下関市・豊浦町				菊川町・豊田町・豊北町					
			1選挙委員当り				1選挙委員当り					
	区域面積	29,993				41,586				-	71,579	-
	農地面積	2,916				3,643				121.4	6,559	109.3
	農家数	2,789				2,710				90.3	5,499	91.7
	選挙委員	30				30				-	60	-
選任委員	1号	2				2				-	4	-
	2号	5				5				-	10	-

在任特例期間及び在任特例期間満了後の2号選任委員は、5人を上限として別途定める。

協 定 項 目

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

資料 8 - 4

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い検討資料

合併市町の区域を分けて２つ以上の農業委員会を置く場合（数値比較）…下関市・菊川町区域と豊田町・豊浦町・豊北町区域の場合

単位：ha、戸、人

現況 (合併前)			農業委員会別										計	
			下関市		菊川町		豊田町		豊浦町		豊北町			
	1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り		1選挙委員当り			
	区域面積	22,409	-	8,378	-	16,347	-	7,584	-	16,861	-	71,579	-	
	農地面積	2,168	72.3	1,103	68.9	1,298	81.1	748	46.8	1,242	62.1	6,559	66.9	
農家数	2,178	72.6	761	47.6	863	53.9	611	38.2	1,086	54.3	5,499	56.1		
選挙委員	30	-	16	-	16	-	16	-	20	-	98	-		
選任委員	1号	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	10	-	
	2号	5	-	4	-	5	-	3	-	2	-	19	-	

在任特例期間 (合併後)			農業委員会別								計		
			下関市・菊川町				豊田町・豊浦町・豊北町						
	1選挙委員当り				1選挙委員当り				1選挙委員当り				
	区域面積	30,787				-	40,792				-	71,579	-
	農地面積	3,271				71.1	3,288				63.2	6,559	66.9
	農家数	2,939				63.9	2,560				49.2	5,499	56.1
	選挙委員	46				-	52				-	98	-
選任委員	1号	2				-	2				-	4	-
	2号	5				-	5				-	10	-

在任特例期間満了後 (合併後)			農業委員会別								計		
			下関市・菊川町				豊田町・豊浦町・豊北町						
	1選挙委員当り				1選挙委員当り				1選挙委員当り				
	区域面積	30,787				-	40,792				-	71,579	-
	農地面積	3,271				109.0	3,286				109.5	6,557	109.3
	農家数	2,939				98.0	2,560				85.3	5,499	91.7
	選挙委員	30				-	30				-	60	-
選任委員	1号	2				-	2				-	4	-
	2号	5				-	5				-	10	-

在任特例期間及び在任特例期間満了後の２号選任委員は、５人を上限として別途定める。

関 係 法 令 等

【農業委員会等に関する法律（抄）】

（設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に認証を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、政令に定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- （1） 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
- （2） 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条 市町村の配置分合が行われた場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存属するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委

員会の委員及び職員となるものとする。

- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包括することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

【農業委員会等に関する法律施行令（抄）】

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては360ヘクタール、都府県にあつては90ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分		定数の基準
1	（1）その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 （2）10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(昭32政131・追加、昭38政171・昭41政90・昭55政221・平10政176・平11政416・一部改正)

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合は、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

【市町村の合併に関する法律（抄）】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

（1）新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（2）他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

協議第 2 7 号

地方税の取扱い（合併協定項目 9）について次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

地方税の取扱いについて

個人市町民税

下関市の例により、調整する。ただし、個人均等割については、合併特例法第 1 0 条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く 3 年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。

納期については、下関市・豊浦町の例により調整する。

法人市町民税

現行のまま新市に引き継ぐ。

固定資産税

現行のまま新市に引き継ぐ。

納期については、下関市・豊浦町の例により調整する。

軽自動車税

現行のまま新市に引き継ぐ。

納期については、下関市の例により調整する。

市町たばこ税

現行のまま新市に引き継ぐ。

特別土地保有税

下関市・豊浦町の例により、調整する。

入湯税

下関市の例により、調整する。

免除規定等については、合併時までには制度を統一する。

都市計画税

下関市の例により、調整する。

平成 年 月 日 確 認

下関市・豊浦郡4町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	9 地方税の取扱い
調整の内容	個人市町民税 下関市の例により、調整する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。 納期については、下関市・豊浦町の例により調整する。 法人市町民税 現行のまま新市に引き継ぐ。 固定資産税 現行のまま新市に引き継ぐ。 納期については、下関市・豊浦町の例により調整する。 軽自動車税 現行のまま新市に引き継ぐ。 納期については、下関市の例により調整する。 市町たばこ税 現行のまま新市に引き継ぐ。 特別土地保有税 下関市・豊浦町の例により、調整する。 入湯税 下関市の例により、調整する。 免除規定等については、合併時までには制度を統一する。 都市計画税 下関市の例により、調整する。

【要旨及び留意点】

- 現行の地方税法上、市町の課することのできる税は、市町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税などの普通税と、入湯税、都市計画税などの目的税があり、関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合がある。
- 合併後、直ちに新市の全区域にわたって均一の課税をすることにより、かえって住民負担に均衡を欠くことになると認められる場合には、合併特例法による規定により「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。」とされている。

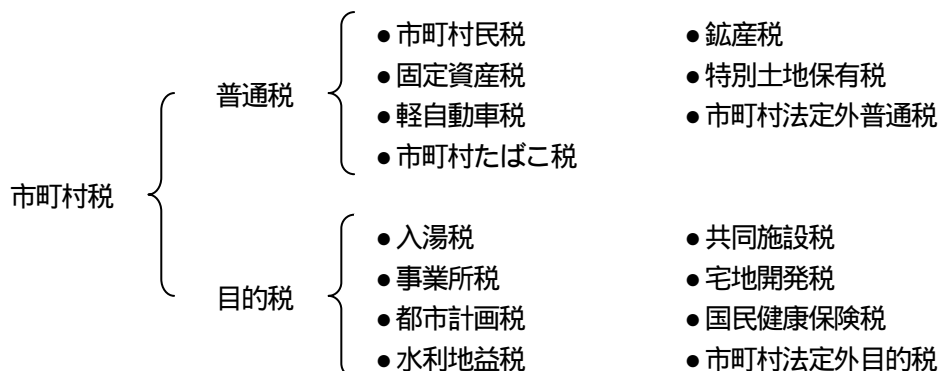
【参考】

- 資料9 - 1 地方税について
- 資料9 - 2 制度説明
- 資料9 - 3 他地域の状況（参考事例）
- 資料9 - 4 現況（一元化調書）
- 資料9 - 5 関係法令等

地 方 税 に つ い て

1 税目の検討について

市町村が課することのできる税の種類



2 山口県の課税の状況等について（税率は平成14年度のもの）

別紙1のとおり

3 特例措置について

合併関係市町村間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じるのではないかと考えられる場合がある。

このような場合は、**市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと（課税免除）又は不均一の課税をすることができるとされている。**

合併特例法第10条による課税免除及び不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一の市町村内において区域により税率を異にすることができることを認めたものであるが、市町村の一体性、住民負担の公平を期する観点からも、この特例期間はできる限り短期間に押さえるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されている。

【地方税法】

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第七条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

地 方 税 に つ い て

【市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）】

（地方税に関する特例）

第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

- 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号 イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号 ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号 ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

地方税法においては、**課税免除について同法第6条第1項、不均一課税について同法第6条第2項及び第7条で規定されている。**

地方税法第6条第1項及び第2項の「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合をいうものとされている。

なお、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確でないことから、合併特例法において、課税免除及び不均一の課税をすることができると明確化している。

したがって、合併を事由とする課税免除及び不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、**課税免除及び不均一課税できる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることになる。**

また、合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた前日において人口30万人未満であつて、合併することにより30万人以上の市となるときは、合併から5年間、事業所税の課税団体の指定を行わないこととなっている。

地 方 税 に つ い て

(1) 課税免除及び不均一の課税をすることができる要件

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるために、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

【税率の種類等】

区 分	標準 税率	制限 税率	一定 税率	任意 税率	市町村ごとに税 率が異なる場合 がある税目 A	課税されていな い市町村がある 税目 B	県内市町 村課税の 有無	不均一課 税の可否
1 法定普通税								
市町村民税								
個人（均等割）	○				○		○	○
（所得割）	○		(○)		○		○	○
法人（均等割）	○	○			○		○	○
（法人税割）	○	○			○		○	○
固定資産税	○	○			○		○	○
軽自動車税	○	○			○		○	○
市町村たばこ税			○				○	
鉱産税	○	○			○	(課税客体がない場合)	○	○
特別土地保有税			○					
2 法定外普通税				○	○	○		○
3 法定目的税								
入湯税	○				○	○	○	○
都市計画税		○			○	○	○	○
(国民健康保険税				○	○	○	○	○)
事業所税			○			○		○
水利地益税				○	○	○		○
共同施設税				○	○	○		○
宅地開発税				○	○	○		○
4 法定外目的税				○	○	○		○

【参考】

標準税率：地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として法定されている税率。財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率：地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないものとして法定されている税率。

任意税率：法律上税率を定めなくて、地方団体が任意に定めることができる税率。

地 方 税 に つ い て

(2) 課税免除及び不均一課税の対象となる税目

課税免除及び不均一課税をすることができる場合としては、「市町村ごとに税率が異なる場合」(表中A)と「課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」(表中B)がある。

法定普通税のうち一定税率以外の税率により課税する税目については、市町村ごとに税率が異なる場合があるので、不均一課税をすることができるが、一定税率で全国一律に課税するもの(市町村たばこ税、特別土地保有税)については、不均一課税を行うことはできない。

法定外普通税、法定目的税(事業所税を除く。)及び法定外目的税は、「市町村ごとに税率が異なる場合」と「課税されていなかった区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」の両方が考えられるので、課税免除及び不均一課税をすることができるかとされている。

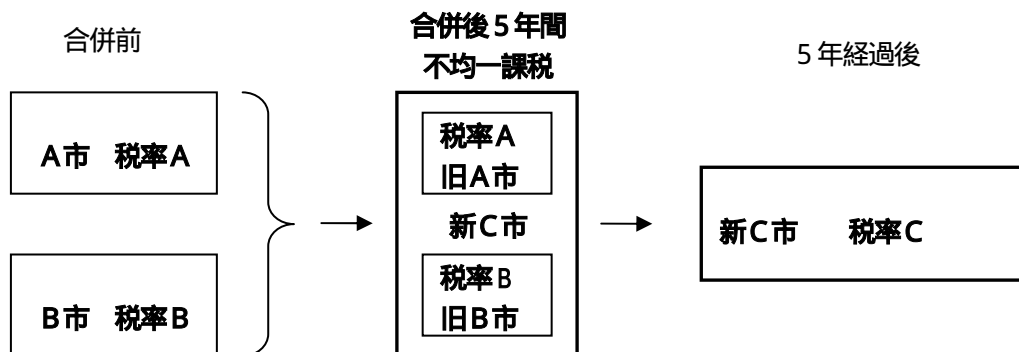
事業所税は、一定税率であるが、人口30万以上の政令で指定する市等において課税する税目であるため、課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合には、課税免除又は不均一課税をすることができる。

制限税率がある場合には、これを超えた不均一課税をすることはできない。

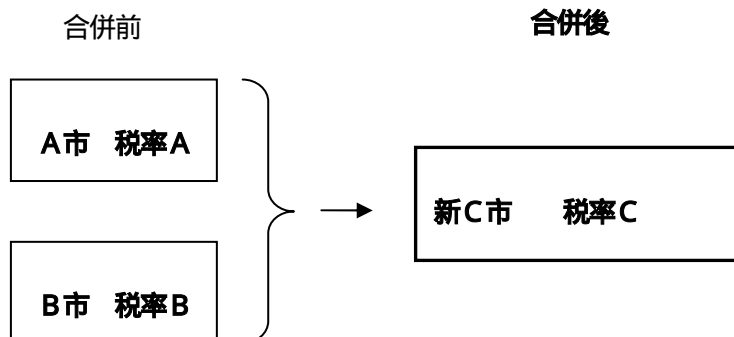
(3) 税率の調整について

合併を実施する場合、合併関係市町村間での税率の調整が必要になる。

【例1】



【例2】



税率Cについては、税率A、税率B又はこれら以外の税率から決定するようになる。

地 方 税 に つ い て

4 条例の制定について

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めるには、条例で規定しなければならない。したがって、**不均一の課税等を行う場合は、条例で規定しなければならない。**

合併後に課税免除又は不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、予め合併関係市町村の間で協議する旨の規定はないが、事実上の扱いとして、合併協議会で事前に取り決めることが適当であると考えられる。

5 課税権等の承継について

【地方税法】

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第八条の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

- 2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわないときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、自治大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。
- 3 前条第二項から第九項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。
- 4 前三項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定をしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定の例によるものとする。この場合において、承継市町村が第五条第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれと課税客体を同じくする同種の市町村法定外普通税があるため、同種の市町村法定外普通税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る市町村法定外普通税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの市町村法定外普通税のうちいずれかを課するものとしなければならない。

（市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継）

第八条の三 市町村の境界変更があつたとき、又は市町村の廃置分合があつた場合で当該廃置分合により新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従来属していた市町村がなお存続するときは、当該境界変更があつた区域又は新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部を従来属していた市町村（以下本条において「旧市町村」という。）の当該区域又は地域に係る地方団体の徴収金で次の各号に掲げるもの（第二号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合のあつた日の属する年度分以後の年度分として課されるべきものに限る。）の徴収を目的とする権利は、当該区域又は地

地 方 税 に つ い て

域によつて、当該区域又は地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「新市長村」という。）が承継する。ただし、旧市町村と新市町村が協議の上これと異なる定をしたときは、その定めたところによることができる。

- 一 申告納付又は申告納入の方法によつて徴収する地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に納期限の到来しないもので当該旧市町村に収入されていないもの
 - 二 前号以外の地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に当該旧市町村に収入されていないもの
- 2 前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項本文の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について、前条第一項後段及び第四項の規定は、前項ただし書の規定による協議によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について準用する。
 - 3 前二項の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継した場合において、当該徴収金を賦課徴収しようとするときは、旧市町村は、新市町村の求に応じ必要な便宜を提供しなければならない。

（政令への委任）

第八条の五 前三条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における課税権の承継について必要な事項は、政令で定める。

合併により消滅する市町村がその市町村の市町村税に関する条例に基づき賦課徴収することのできる権利は、消滅市町村の地域が新たに属することとなつた当該承継市町村の区域によつて、当該承継市町村が包括的に承継することになる。

したがって、消滅市町村が賦課した市町村税について未徴収の金額があるときまたは消滅市町村が課すべき市町村税を賦課していないときは、その金額について承継市町村が賦課徴収する権利を承継する。また、消滅する市町村が納税者に対して還付すべき過誤納金を還付していないときは、その金額は承継市町村が還付することになる。

(別紙1)

整理 番号	郡 名	市町村名	市 町 村 民 税												固 定 資産税	鉅産税		入湯税	都 市 計画税	
			個 人 均等割	法 人 均 等 割									法人税割	備考		2 百万 円以下	その他			
				1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人				宿泊する者 宿泊しない者	150 50			
1	大島郡	下関市	2,500	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	14.7	-	1.4	-	-	150 50	0.2	
2		宇部市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	〃	0.3	
3		山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	150 50	不 0.2	
4		萩市	2,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	〃	〃	〃	0.3	
5		徳山市	2,500	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	〃	〃	〃	0.2	
6		防府市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	〃	〃	〃	0.3	
7		下松市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	〃	
8		岩国市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不1.6	〃	〃	〃	0.3	
9		小野田市	2,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	1.4	〃	〃	〃	〃	
10		光市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	〃	
11		長門市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	〃	
12		柳井市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	〃	〃	〃	不 〃	
13		美祢市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	〃	
14		新南陽市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	-	0.2	
15		玖珂郡	久賀町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	-	-
16			大島町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	-	-	150	-
17			東和町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	〃	-
18			橘町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	〃	-
19	和木町		〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	〃	-	〃	0.7	1.0	-	-	
20	熊毛郡	由宇町	〃	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	〃	-	〃	〃	〃	150	-	
21		玖珂町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	-	
22		本郷村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
23		周東町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
24		錦町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	150	-	
25		大畠町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
26		美川町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
27		美和町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	150	-	
28		上関町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	改	不 〃	-	-	-	-	
29	大和町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	-	-		
30	田布施町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	0.15		
31	都濃郡	平生町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	-	-	-	-	
32		熊毛町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	150	-	
33		鹿野町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	12.3	-	〃	〃	〃	〃	-	
34		佐波郡	徳地町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14.7	-	〃	〃	〃	-	-
35		吉敷郡	秋穂町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	150	-	
36	小郡町	小郡町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	-	0.25	
37		阿知須町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	150	〃	
38		厚狭郡	橘町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	〃	-	
39	豊浦郡	山陽町	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	〃	-	〃	〃	〃	-	0.3	
40		菊川町	2,000	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	14.7	-	〃	-	〃	150 50	-	
41		豊田町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	150	-	
42	美祢郡	豊浦町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	-	-	〃	-	
43		豊北町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	不 〃	0.7	1.0	〃	-	
44		美東町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	-	
45	大津郡	秋芳町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	-	
46		三隅町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	〃	-	
47		日置町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	-	-	
48		油谷町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	150	-	
49	阿武郡	川上村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14.0	-	〃	0.7	1.0	〃	-	
50		阿武町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
51		田万川町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	150	-	
52		阿東町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	12.3	-	〃	〃	〃	-	-	
53		むつみ村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14.0	-	〃	〃	〃	-	-	
54		須佐町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	〃	〃	-	-	
55		旭村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	-	-	-	-	
56		福栄村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	-	〃	0.7	1.0	-	-	

「不」は不均一課税

制 度 説 明

【市町村民税（個人・法人）】

市町村民税は、道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれており、概要は次のとおりである。
（分類）

市町村民税	個人市町村民税	均等割
		所得割
	法人市町村民税	均等割
		法人税割

（納税義務者）

個人	1 市町村内に住所を有する個人	均等割額と所得割額の合算額
	2 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない個人	均等割額
法人など	3 市町村内に事務所又は事業所を有する法人	均等割額と法人税割額の合算額
	4 市町村内に寮などを有する法人で、その市町村内に事務所又は事業所を有しない法人	均等割額
	5 市町村内に事務所、事業所又は寮などを有する法人でない社団又は財団で代表などの定めのあるもの	均等割額

個人市町村民税

個人市町村民税における税額の計算は、均等割と所得割に区分される。

なお、個人の市町村民税と道府県民税は、納税義務者や税額計算の基となる所得金額などが同じため、納税義務者の便宜を図り、市町村が道府県民税も合わせて課税し、合算して納める制度になっている。

ア 均等割

個人市町村民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は下表のとおりである。

〔均等割標準税率〕

市 町 村	税率（年額）
（１） 人口５０万以上の市	３，０００円
（２） 人口５万以上５０万未満の市	２，５００円
（３） （１）及び（２）以外の市並びに町村	２，０００円

イ 所得割

個人市町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。

〔所得割税率区分〕

課税標準	税率
２００万以下の金額	３／１００
２００万円を超える金額	８／１００
７００万円を超える金額	１０／１００

制 度 説 明

ウ 非課税

次の該当者には、市町村民税（均等割及び所得割）が課税されない。

- ・ 生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの
- ・ 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫であって、前年の合計所得金額が１２５万円以下である者

次の該当者には、均等割が課税されない。

- ・ 均等割のみが課税される者のうち、前年の所得金額が一定の基準に従いその市町村の条例で定める金額以下である者
- ・ 夫と生計を一にし、同一市町村内に住んでいる妻で、夫がその市町村に均等割を納税している者（したがって、妻に所得があり、所得割が算定される場合には、所得割のみを納める。）

次の該当者には、所得割が課税されない。

- ・ 総所得金額等の合計額が３５万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の数の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に３６万円を加算した金額）以下である者

エ 納期

- ・ 普通徴収 通常４期（６月、８月、１０月、１月）に等分して納税
- ・ 特別徴収 その年の６月から翌年の５月まで（毎月 １２分の１の額）

オ 納税の方法

普通徴収と特別徴収の二つの方法がある。

普通徴収：納税義務者に納税通知書を交付することによって賦課徴収する方法

特別徴収：地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、指定された特別徴収義務者が納税義務者から税金を徴収し納める方法

法人市町村民税

ア 均等割

法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて９段階に分かれており、制限税率は標準税率の１２０％までとなっている。

〔均等割標準税率区分〕

法人等の区分	従業員数	税率（年額）
資本等の金額が１千万円以下	５０人以下	５０，０００円
	５０人超	１２０，０００円
資本等の金額が１千万円超１億円以下	５０人以下	１３０，０００円
	５０人超	１５０，０００円
資本等の金額が１億円超１０億円以下	５０人以下	１６０，０００円
	５０人超	４００，０００円
資本等の金額が１０億円超	５０人以下	４１０，０００円
資本等の金額が１０億円超５０億円以下	５０人超	１，７５０，０００円
資本等の金額が５０億円超	５０人超	３，０００，０００円

制 度 説 明

イ 法人税割

法人市町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に市町村で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は１２．３％、制限税率は１４．７％である。

ウ 非課税

国、都道府県、市町村、特別区、地方団体の組合、日本育英会など

収益事業を行う場合は課税されるもの（日本赤十字社、宗教法人、学校法人、漁船保険組合など）

エ 納税の方法

申告納付により行われる。

申告納付：納税義務者又は特別徴収義務者が納めなければならない地方税の課税標準額及び税額を申告し、申告した税額を納付する。

制 度 説 明

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産の固定資産の所有者に課税する税である。

ア 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者

イ 非課税

人的非課税

国、地方公共団体これに準ずるものが所有する固定資産

物的非課税

- ・ 水質源開発公団等の公共的団体が直接本来の事業の用に供する固定資産
- ・ 墓地、公共の用に供する道路等公共的施設
- ・ 社会福祉法人等の社会福祉事業又は更生保護事業の用に供する固定資産並びに生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者更正援護施設等の用に供する固定資産
- ・ 既設の鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるための立体交差化施設のうち、線路設備等で一定のもの、鉄道事業者又は軌道経営者が市街化区域内において鉄道事業又は軌道経営の用に供する地下道又は跨線道路橋で一定のもの
- ・ 学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、宗教法人又は社会福祉法人等が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産、公的医療機関の開設者又は特定医療法人等が設置する看護師等の養成所において直接その用に供する固定資産、一定の図書館又は博物館において直接その用に供する固定資産、国宝、重要文化財等の家屋又は敷地、学術の研究を目的とする公益法人がその目的のため直接その研究の用に供する固定資産
- ・ 農業協同組合及び健康保険組合が所有しかつ経営する病院等及び商工会議所等の用に供する一定の固定資産、水力発電施設に設けられる魚道、各種協同組合等が所有しかつ使用する事務所及び倉庫、旅客鉄道会社が日本鉄道建設公団から有料で借り受けている市街地トンネル等

ウ 税率

標準税率は1.4％、制限税率は2.1％である。

評価は、固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。

償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

エ 納期

通常4期（4月、7月、12月、2月）に等分して納税

オ 納税の方法

普通徴収により行われる。

制 度 説 明

軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課税する税である。

ア 納税義務者

毎年4月1日に現在登録のある原動付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者

イ 課税客体

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車

ウ 税率

標準税率は、下表のとおりであり、制限税率は、標準税率の120%と定められている。

〔軽自動車税標準税率区分〕

区 分			税率（年額）	
原動機付自転車	二輪のもので総排気量	0.05L 以下又は定格出力 0.6kw	1，000円	
		0.05L 超 0.09L 以下 又は定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下	1，200円	
		0.09L 超又は定格出力 0.8kw 超	1，600円	
	三輪以上のもので総排気量	0.02L 超又は定格出力 0.25kw 超	2，500円	
二輪の小型自動車			4，000円	
軽自動車及び小 型特殊自動車	二輪のもの（側車付のものを含む）		2，400円	
	三輪のもの		3，100円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5，500円
			自家用	7，200円
		貨物用	営業用	3，000円
			自家用	4，000円

エ 納期

通常4月中に納税

オ 納税の方法

普通徴収により行われる。

制 度 説 明

市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対して課税される税である。なお、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。

ア 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

イ 課税客体

売渡し、又は消費等に係る製造たばこ

ウ 課税標準

製造たばこの本数

エ 税率

製造たばこ 1, 0 0 0 本につき、2, 9 7 7 円、旧3級品（わかば、しんせいなど6品目）は、1, 4 1 2 円である。

オ 納税の方法

申告納付により行われる。

制 度 説 明

特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税で、土地が所在し、又はその取得が行われた土地所在の市町村が課税する。

なお、地方税法の改正により、平成 15 年度から課税を停止することとなっている。

ア 納税義務者

土地の所有者又は取得者

イ 課税客体

土地の保有又は取得に対して課税されるが、取得後 10 年経過したものは課税されない。

ウ 非課税

国又は地方公共団体が取得し、又は所有する土地

農林業の経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策に適合する用途に供されている土地

相続又は法人の合併等の所有権の形式的な移転に係る土地（取得分）

エ 税率

土地に対する課税（保有分）は 1.4%、土地の取得に対する課税（取得分）は 3% が一定税率である。

オ 免税点

保有分：土地の合計面積

取得分：基準日前 1 年以内に取得した土地の合計面積

区 分	面積（㎡）
指定都市の区の区域	2,000
都市計画区域を有する市町村の区域	5,000
その他の市町村の区域	10,000

カ 納期

- ・ 保有分 その年の 5 月 31 日
- ・ 取得分 その年の 2 月末日（基準日が 1 月 1 日の場合）
又は 8 月 31 日（基準日が 7 月 1 日の場合）

キ 納税の方法

申告納付により行われる。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場に入湯した者に対して課税する税である。

ア 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

イ 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為

ウ 課税標準

入湯客数

エ 税率

1人1日について150円（標準税率）である。

ただし、1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う。

オ 納税の方法

特別徴収により行われる。

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるために、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として課税することができる税である。課税されるか否か、その税率をどの程度とするかについては、地域における都市計画事業等の実体に応じ、市町村の自主的判断に委ねられている。

ア 納税義務者

土地又は家屋の所有者

イ 課税客体

都市計画区域のうち、原則として市街化区域内にその年の１月１日現在所在する土地及び家屋を対象として課税することができるものであるが、都市計画区域について都市計画法第７条第１項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合（都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するいわゆる「線引き」を行っていない場合）には、都市計画区域の全部又は一部で条例で定める区域を課税区域とすることができる。

「線引き済みの都市計画区域」のうちの「市街化区域」がある場合において、仮に、都市計画事業等が市街化区域の一部において実施されるような場合であっても、当該市街化区域のうちの一部のみを課税区域と定めることはできず、市街化区域全域を課税区域に定めなければならない、とされている。

ウ 税率

０．３％を制限税率とする。

エ 納期

固定資産税と合わせて行うのが通常である。

オ 納税の方法

普通徴収により行われる。

他地域の状況（参考事例）

■東京都 西東京市(平成13年1月21日新設合併)

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 法人市民税の法人割の税率は、制限税率である 100分の14.7 を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

(ア) 資本金が1億円以下の法人等 100分の12.3

(イ) 資本金が1億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5

(2) 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

(3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

■香川県 さぬき市(平成14年4月1日新設合併)

(1) 個人市町民税の均等割は、地方税法に定める標準税率「年額2,500円」とする。

(2) 納期は、下表のとおりとする。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	4月1日から 4月30日	7月1日から 7月31日	12月1日から 12月25日	2月1日から 2月末日
個人市民税	6月1日から 6月30日	8月1日から 8月31日	10月1日から 10月31日	1月1日から 1月31日
軽自動車税	5月1日から 5月31日			

(3) 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納報奨金交付率は、100分の1とし、月数は、全期全納方式による。交付額上限は5万円、下限は100円とする。

■広島県 三次市(平成16年4月1日新設合併予定)

(1) 個人市町村民税の税率について、均等割は、合併日の属する年度の翌年度から、地方税法の規定により2,500円とし、所得割は、現行どおりとする。

(2) 法人市町村民税の税率について、均等割は現行どおりとし、法人税割については、三次市の例によるものとする。

なお、法人税割の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し次のとおりとする。

君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町については、合併時に0.4ポイント、それに続く2年度でそれぞれ1.0ポイントずつ引き上げる。

(3) 固定資産税の税率については、現行どおりとする。

(4) 軽自動車税の税率について、小型特殊自動車農耕作業用は、三次市、君田村、布野村、作木村、三和町及び甲奴町の例によるものとし、その他のものは、現行どおりとする。

(5) 都市計画税の税率については三次市の例によるものとし、統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用するものとして合併までに調整する。

(6) 入湯税の税率については、君田村の例による。

個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、納税者の月ごとの負担の平準化を基本として合併までに調整する。

他地域の状況（参考事例）

■ 山口県 周南市（平成15年4月21日新設合併）

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- （１） 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- （２） 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- （３） 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- （４） 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- （５） 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- （６） 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （７） 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- （８） 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

■ 山口県 萩市（平成17年3月31日まで新設合併予定）

1市3町4村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

1 個人市町村民税

- （１） 均等割の税率については、合併が行なわれた日の属する年度の翌年度より2,500円とする。
- （２） 納期については、6月、8月、10月及び1月の4期とする。

2 法人市町村民税

- （１） 法人税割の税率については、萩市の例による。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定に基づき合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年間については、現行の税率とする。
- （２） 減免等については、萩市の例を基本とし調整する。

3 固定資産税

- （１） 税率については、萩市の例による。
- （２） 納期については、5月、7月、12月及び2月の4期とする。
- （３） 減免等については、萩市の例を基本とし調整する。
 - 企業誘致等に関するものについては、当面、現行どおりとし、新市において調整する。
 - 過疎地域に関するものについては、過疎地域自立促進特別措置法の効力を有する間、現行どおりとする。
 - 医師優遇に関するものについては、合併時に廃止する。

4 軽自動車税

- （１） 税率については、標準税率とする。
- （２） 納期については、5月とする。
- （３） 減免等については、萩市の例による。

5 入湯税

- （１） 納税義務者及び税率については、萩市、川上村及び田万川町の例による。
- （２） 減免等については、萩市の例による。

6 都市計画税

- （１） 納税義務者及び税率については、萩市の例による。
- （２） 納期については、固定資産税とあわせて徴収する。

現 況	
別冊3「一元化調書」のとおり	
個人市町民税	(P 1)
法人市町民税	(P 2)
固定資産税	(P 3)
軽自動車税	(P 4)
市町たばこ税	(P 5)
特別土地保有税	(P 6)
入湯税	(P 7)
都市計画税	(P 8)

関 係 法 令 等

【市町村の合併の特例に関する法律】

（地方税に関する特例）

第 1 0 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 0 1 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が 3 0 万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口 3 0 万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して 5 年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りではない。

【地方税法】

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 1 市町村民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 市町村たばこ税
- 5 鉱産税
- 6 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第 7 0 1 条の 3 第 1 項第 1 号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

関係法令等

- 1 都市計画税
- 2 水利地益税
- 3 共同施設税
- 4 宅地開発税
- 5 国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす

（個人の均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

（市町村民税の納税義務者等）

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

- 1 市町村内に住所を有する個人
- 2 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 3 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

関係法令等

（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

（法人税割の税率）

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第四項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第五項の規定によって申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（固定資産税の納期）

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額（第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

（軽自動車税の標準税率）

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。） 年額 1,000円

ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの 年額 1,200円

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 1,600円

ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの 年額 2,500円

2 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円

ロ 三輪のもの 年額 3,100円

ハ 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

関係法令等

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

3 二輪の小型自動車 年額 4,000円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

3 市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失いしないようにしなければならない。

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

（都市計画税の賦課徴収等）

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

5 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。

8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

協議第 28 号

条例・規則等の取扱い（合併協定項目 12）について次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会
会 長 江 島 潔

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、調整された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1．合併と同時に即時制定し施行させるもの
 - （ 1 ）条例 市長職務執行者の専決処分により制定し施行する。
 - （ 2 ）規則その他 市長職務執行者の職権により制定し施行する。
- 2．合併後、逐次制定し施行させるもの
- 3．旧市町で施行していた条例等を引続き暫定的に施行させる必要があるもの

平成 年 月 日 確 認

下関市・豊浦郡4町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	12 条例・規則等の取扱い
調整の内容	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、調整された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 1. 合併と同時に即時制定し施行させるもの (1) 条例 市長職務執行者の専決処分により制定し施行する。 (2) 規則その他 市長職務執行者の職権により制定し施行する。 2. 合併後、逐次制定し施行させるもの 3. 旧市町で施行していた条例等を引続き暫定的に施行させる必要があるもの

【要旨及び留意点】

- 新設合併が行われる場合は、関係市町の法人格が消滅するため、その条例・規則等は失効することとなり、新市において新たに条例、規則等を制定し施行することが必要となる。
- 新たに条例・規則等を制定する場合、新市の市長職務執行者は、必要な事項について新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例等として当該地域において引き続き施行することができる。
- また、必要に応じて、新市の市長職務執行者は、専決処分により、合併期日からすぐに施行しなければならないような新しい条例を制定施行することもできる。
- したがって、合併後にどの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例等を新たに制定施行するのかを協議する必要がある。

（参 考）

- 資料12-1 制定方法による分類
- 資料12-2 他地域の状況（参考事例）
- 資料12-3 協定事例例規集に登載されている条例等
関係法令

制定方法による分類

制定方法	内 容	例 示
即 時	合併に伴い1市4町の条例、規則等は失効することとなる。 新市発足の日に議会の開会は現実には不可能と考えられることから、地方自治法第179条第1項の規定により、空白期間が許されないものや組織及び運営又は職員等に関するもの、公の施設の設置及び管理に関するものなどについては、市長職務執行者が新市発足の日から必要な条例を専決処分により制定し、施行することとなる。 また、新市発足の日から必要な規則は、地方自治法第15条第1項の規定により、市長職務執行者が制定し、施行することとなる。	○市の基本的事項に関するもの ・市役所の位置を定める条例 ・公告式条例 等 ○執行機関の組織に関するもの ・市の休日を定める条例 ・事務分掌条例 等 ○財政運営に関するもの ・特別会計設置条例 ・財政状況の公表に関する条例 等 ○住民福祉増進のための事務事業に関するもの ・公民館設置及び管理に関する条例 ・福祉手当支給条例 等 ○使用料、手数料に関するもの ・手数料条例 ・行政財産使用料条例 等 ○市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの ・市税条例 ・国民健康保険条例 ・介護保険条例 等 ○人事に関するもの ・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 ○報酬、給与等に関するもの ・報酬及び費用弁償条例 ・市長等の給与に関する条例 ・一般職の職員の給与に関する条例 等
逐 次	新市発足時には必要のない条例、規則又は市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し、施行することとなる。	○表彰等 ・名誉市民条例 ・表彰条例 等 ○慣行関係 ・市章、市民憲章 等 ○条例議案の提案権が長にないもの（議会の組織、運営に関するもの） ・委員会条例 ・議会事務局設置条例 等
暫 定	地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則が制定施行されるまでの間、必要な事項について従来関係市町の地域に施行されていた条例、規則を施行することができる。	○合併協議会での協議結果により、当分の間、旧市町の条例等を当該地域に適用するとされたもの

他 地 域 の 状 況 (参 考 事 例)

□ 山口県周南市（平成 1 5 年 4 月 2 1 日新設合併）

- 1 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
- 2 同一又は 1 団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
- 3 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。
- 4 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬように次の区分により整備するものとする。
 - （ 1 ） 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
 - （ 2 ） 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
 - （ 3 ） 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

□ 山口県萩市（平成 1 7 年 3 月 3 1 日まで新設合併予定）

新市の条例、規則等の制定、施行に当たっては、協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に即時制定し施行するもの
- 2 合併後、逐次制定し施行するもの
- 3 合併後においても一定の地域に暫定的に施行するもの

□ 山口県周防大島町（平成 1 6 年 1 0 月 1 日新設合併予定）

- 1 条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。
 - （ 1 ） 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
 - （ 2 ） 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
 - （ 3 ） 合併後、逐次制定し、施行させるもの
- 2 同一又は 1 団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
- 3 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。

□ 広島県三次市（平成 1 6 年 4 月 1 日新設合併予定）

条例、規則等については、新市において新たに整備するものとする。

（三次市・双三郡・甲奴町合併に伴う新市の条例・規則等の整備方針に基づく。）

○例規集に登載されている条例等

単位；件（平成15年4月1日現在）

区 分	下 関 市	菊 川 町	豊 田 町	豊 浦 町	豊 北 町
条 例	2 7 3	1 3 8	2 0 3	1 7 4	1 6 6
規 則	2 8 2	1 1 5	9 1	1 4 4	1 4 2
規 程 等	1 3 2	6 5	5 0	1 0 6	5 2
計	6 8 7	3 1 8	3 4 4	4 2 4	3 6 0

○関係法令

〔地方自治法〕

（条例の制定）

第14条

1 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

（規則）

第15条

1 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（長の専決処分）

第179条

1 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

〔地方自治法施行令〕

（市長職務執行者）

第1条の2

1 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（条例・規則の暫定的施行）

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により該当普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

協議第 29 号

慣行の取扱い（合併協定項目 19）について次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 28 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

慣行の取扱いについて

- 1．市（徽）章、市民憲章、市歌等については、新市において新たに定める。
- 2．市の花、木等シンボルになるものについては、新市において新たに定める。
- 3．各種宣言については、新市において調整する。
- 4．現行の、1 市 4 町における上記 1 から 3 に掲げるものについては、必要に応じ、新市においてその継承、活用を検討する。

平成 年 月 日 確 認

下関市・豊浦郡4町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	19 慣行の取扱い
調整の内容	1. 市(徽)章、市民憲章、市歌等については、新市において新たに定める。 2. 市の花、木等シンボルになるものについては、新市において新たに定める。 3. 各種宣言については、新市において調整する。 4. 現行の、1市4町における上記1から3に掲げるものについては、必要に応じ、新市においてその継承、活用を検討する。

【要旨及び留意点】

- 慣行について、制定を義務付ける法令はないが、市町章や市町の花、木、歌などは、新市のシンボルとなるものであり、憲章や宣言は新市の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。
- ただし、旧市町章や旧市町の花、木、歌、憲章、宣言などが当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを継承したり、活用することも考えられる。
- これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活等に十分配慮しながら、取扱いを協議する必要がある。

(参 考)

- 資料19-1 他地域の状況(参考事例)
- 資料19-2 現況調書

○他地域の状況(参考事例)

新市町村名等	協 定 内 容
・兵庫県篠山市 (平成１１年４月１日新設合併)	１ 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 ２ 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
・東京都西東京市 (平成１３年１月２１日新設合併)	１ 市章は、新市において、調整する。 ２ 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 ３ 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
・山口県周南市 (平成１５年４月２１日新設合併)	１ 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。 ２ 市の花、木は、新市において調整する。 ３ 都市宣言は、新市において調整する。
・広島県三次市 (平成１６年４月１日新設合併予定)	１ 市章（市旗）については、新市において新たに定める。 ２ 市の木、市の花、市の鳥等については、新市において新たに定める。 ３ 市民憲章については、新市において新たに制定する。 ４ 平和・非核に関する宣言については、新市において新たに宣言を行う。 ５ 表彰条例は、新市において新たに制定する。 ６ 名誉市民条例については、新市において新たに制定する。
・山口県周防大島町 (平成１６年１０月１日新設合併予定)	１ 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。 ２ 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。 ３ 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。

現 況					
	下 関 市	菊 川 町	豊 田 町	豊 浦 町	豊 北 町
市 町 章	市徽章 明治42年11月制定  「関」の字をヒシ形に図案化したものです。	町徽章 昭和34年1月制定  川の字は旧三か村を意味し、菊を中心の一つの団結を表わし、円形で和を表現しています。	町章 昭和30年3月制定  町民公募によるもので、緑色は、平和と豊穡な田園を象徴し、4つの「ト」は、旧4か村町の合併を、は田園を中心にした町づくりを表現しています。	町徽章 昭和55年4月制定  とようらの「と」を図案化したもので、町の前進と向上、町民の融和と団結を表わし、近代感覚で町の発展を象徴したものです。	町章 昭和35年12月制定  外側にカタカナで「ホウ」、中に「北」を図案化したもので、全体を丸くしたのは町政の円満と住民の和を表したものです。
憲 章	市民憲章 昭和43年5月制定	町民憲章 昭和60年3月制定	町民憲章 昭和62年4月制定	町民憲章 昭和55年4月制定	町民憲章 平成2年3月制定
歌 ・ 踊 り	下関市歌 昭和7年8月制定	イメージソング・踊り 平成2年3月 制定 (みんなのふるさと 小日本)	イメージソング・踊り 平成9年制定 (サンバ調ほたる音頭)	町民歌 昭和55年11月制作 (わたしのまち豊浦)	豊北町民歌 昭和54年制作 イメージソング 平成2年制作 (海士ヶ瀬旅情) イメージソング・踊り 平成2年制作 (ほうほく音頭)

	下 関 市	菊 川 町	豊 田 町	豊 浦 町	豊 北 町
シンボルマーク等	シンボルマーク 平成5年2月決定 (フクフクマーク) 	シンボルマーク 平成10年2月決定  イメージキャラクター 平成7年4月決定 (カモンちゃん)	シンボルマーク 平成7年5月決定 	シンボルマーク なし	シンボルマーク 
花 ・ 木 等	市の花 「 はまゆう 」 昭和48年8月制定 市の木 「 くすのき 」 昭和48年8月制定 市の花木 「 つつじ 」 昭和48年8月制定	町の花 「 菊 」 昭和55年1月制定 町の木 「 山桜 」 昭和55年1月制定 町の鳥 「 うぐいす 」 昭和55年1月制定	町の花 「 ナシの花 」 昭和54年2月制定 町の木 「 ヒノキ 」 昭和54年2月制定 町の鳥 「 キジ 」 昭和54年2月制定	町の花 「 サルビア 」 昭和55年4月制定 町の木 「 クスノキ 」 昭和55年4月制定 町の花木 「 ウメ 」 昭和55年4月制定 「 ツバキ 」 昭和55年4月制定	町の花 「 山桜 」 平成2年4月制定 町の木 「 椿 」 平成2年4月制定 町の鳥 「 メジロ 」 平成2年4月制定

	下 関 市	菊 川 町	豊 田 町	豊 浦 町	豊 北 町
各 種 宣 言	[都市宣言] 安全都市宣言 昭和3 6 年 7 月決議 衛生都市宣言 昭和4 1 年 5 月決議 身体障害者福祉都市宣言 昭和4 8 年 9 月宣言 非核平和都市宣言 昭和5 8 年 9 月決議 ゆとり創造宣言 平成2 年 6 月決議 交通安全都市宣言 平成4 年 1 2 月決議	該当なし	該当なし	シートベルト着用宣言 昭和5 9 年 6 月決議 非核平和宣言 昭和6 3 年 1 2 月決議	該当なし

協議第 3 0 号

納税関係事業（合併協定項目 2 6 ）について次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

納税関係事業について

納税貯蓄組合等税務関係団体助成制度及び前納報奨金制度については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日 確 認

下関市・豊浦郡4町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	2 6 納税関係事業
調整の内容	納税貯蓄組合等税務関係団体助成制度及び前納報奨金制度については、合併時に廃止する。

【要旨及び留意点】

- 新市の自主財源の確保・強化のため、滞納整理等の実務能力を向上させるとともに、体制を整備する必要がある。
- 納税貯蓄組合及び任意の納税組合や、納税貯蓄組合協議会等についても新市における取扱い等につき確認する必要がある。

【参考】

- 資料 2 6 - 1 制度概要
- 資料 2 6 - 2 他地域の状況（参考事例）
- 資料 2 6 - 3 現況（一元化調書）
- 資料 2 6 - 4 関係法令等

制 度 概 要

納税貯蓄組合について

(1) 納税貯蓄組合の経緯

- ・ 昭和26年、納税貯蓄組合法によって成立し、租税の納付を容易・確実にし、あわせて徴収の確保をはかる目的として設けられた。

(2) 納税貯蓄組合の現状及び課題

- ・ 納税組合は町内会や同業者など地縁血縁的な相互扶助組織であり、地域（職場）社会の結束性をうまくいかしながら、地方団体の徴収に大きな役割を果たしてきている。
- ・ 制度としては、それぞれの租税公課をとりまとめて納付する団体に対する補助制度である。現在は銀行口座振込などの利用増加や、組合の加入者が減少するなど衰退の傾向にある。
- ・ 長期にわたり税の徴収に大きな貢献をしてきた制度であるが、全国的にも報奨金の廃止、あるいは組合制度そのものの廃止の動きが見られるようになっている。

前納報奨金制度について

(1) 前納報奨金制度の経緯

- ・ 前納報奨金とは、個人の市町民税及びこれと合わせて徴収する個人の県民税並びに固定資産税について納期前納付（第1期に1年分を納付）を行った場合、条例の定めるところにより納税者に交付する報奨金のことである。
- ・ 戦後の混乱期の1950年のシャウプ勧告に基づいて全国的に創設され、納税者の納税意識高揚とともに、税収納率の向上、早期財源確保を目的とし設立された。
- ・ 地方公共団体において、毎年新しい会計年度の開始時の資金繰りに貢献している。

(2) 前納報奨金制度の現状及び課題

- ・ 近年、税負担の公平性確保といった観点から、この制度の矛盾が指摘されている。
- ・ 対象税目が個人市町県民税の普通徴収と固定資産税に限定され、特に個人市町県民税については納税義務者の大半を占める給与所得者（特別徴収）が、この制度の適用を受けられない。
- ・ 資金的な余裕のある人が適用を受けることが出来る制度であるという指摘がある。
- ・ 徴収方式や税目が限定されているこの制度は、公平な税制を図っていくうえで大きな問題となっている。
- ・ 現在の社会経済情勢や納税意識の変化、収納率等を勘案すると、この制度における一定の目的は達成したと考えられる。

他地域の状況（参考事例）

■兵庫県 篠山市(平成11年4月1日新設合併)

- (1) 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- (2) 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。
- (3) 督促手数料については、篠山町の例による。

■香川県 さぬき市(平成14年4月1日新設合併)

- (1) 納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。
- (2) 督促手数料については、現行のとおりとする。

■広島県 三次市(平成16年4月1日新設合併予定)

- (1) 前納報奨金については廃止する。
- (2) 納税貯蓄組合奨励金については廃止する。
- (3) 督促手数料については、君田村及び作木村の例による。

■山口県 周南市(平成15年4月21日新設合併)

- (1) 前納報奨金については廃止の方向で検討する。
- (2) 納税貯蓄組合奨励金については廃止の方向で検討する。

■山口県 萩市(平成17年3月31日まで新設合併予定)

1 市3町4村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

1 納期前納付報奨金制度

- (1) 納期前納付報奨金制度については、合併時に廃止する。

■新潟県 魚沼市(平成17年1月1日まで新設合併予定)

納税貯蓄組合並びに前納報奨金制度、納税奨励金制度及び入湯税納税報奨金制度については、合併までに廃止する。

現 況

別冊3「一元化調書」参照

納税貯蓄組合等税務関係団体 (P 1 0 ・ 1 1)

前納報獎金制度 (P 1 2)

関 係 法 令 等

【地方税法】

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

【納税貯蓄組合法】(昭和26年4月10日法律第145号)

(定義)

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行(日本銀行を除く。)、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「指定金融機関」という。)に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税(地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。)をいう。

(補助金の交付)

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

関 係 法 令 等

【納税貯蓄組合法施行令】(昭和26年4月10日政令第99号)

(補助金の交付手続)

- 第4条** 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2** 前項の場合において、当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体が第1条第1項の規定による規約の届出をしていない地方公共団体であるときは、前項の規定により提出する補助金交付申請書には、当該規約の謄本を添附するものとする。

協議第 3 1 号

第 6 回協議会日程について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

第 6 回協議会日程について	
1 開催日時	平成 1 5 年 9 月 2 4 日（水） 午後 2 時
2 開催場所	豊北町町民センター

平成 年 月 日 確 認

第 6 回合併協議会協議事項

第 6 回合併協議会の協議事項は次のとおりとする。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日提出

下関市・豊浦郡 4 町合併協議会

会 長 江 島 潔

- 1) 使用料・手数料等の取扱いについて（合併協定項目 1 5 ）
- 2) 電算システム事業の取扱いについて（合併協定項目 2 4 ）
- 3) 広報広聴関係事業について（合併協定項目 2 5 ）
- 4) 第 7 回協議会日程について

1) 使用料・手数料等の取扱い (合併協定項目 15)

協定項目	15 使用料・手数料等の取扱い
調整の内容	使用料・手数料等については、新市としての一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、次のとおり調整する。 1. 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については、統一するよう努めるものとする。 2. 各種証明等手数料については、原則として統一に努めるものとする。

【要旨及び留意点】

- 地方自治法第10条第2項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とされており、合併にあたっては、この趣旨に沿って関係市町の各種行政サービスや使用料等を調整することとなる。
- 使用料や手数料等は、住民生活に密接に関係し、大きな影響を及ぼすものであり、急激な変化を生じさせることのないよう配慮しながら、他の料金とのバランスや新市の財政運営等の観点も踏まえて、総合的に調整する必要がある。

(参 考)

- 資料15-1 他地域の状況(参考事例)
- 資料15-2 現況(一元化調書)
- 資料15-3 関係法令

他地域の状況（参考事例）

■ 山口県周南市（平成 1 5 年 4 月 2 1 日新設合併）

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2 市 2 町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

■ 山口県周防大島町（平成 1 6 年 1 0 月 1 日新設合併予定）

使用料・手数料については、新町の速やかな一体性の確保や住民負担等に配慮しつつ、財政状況等を勘案しながら、そのあり方について検討を行う。

1 使用料については、次のとおり調整する。

（ 1 ）使用料等は、当分の間、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似する施設等の使用料等は、可能な限り統一するように努める。

（ 2 ）各町独自の施設の使用料等は、現行のとおりとする。

2 手数料については、次のとおり調整する。

（ 1 ）負担公平の原則に立ち、原則として統一するよう努める。

（ 2 ）国・県に準ずる必要のある手数料については、原則として当該金額に準ずるものとする。

■ 埼玉県さいたま市（平成 1 3 年 5 月 1 日新設合併）

使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

手数料については、3 市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

■ 東京都西東京市（平成 1 3 年 1 月 2 1 日新設合併）

2 市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

（ 1 ）学校施設使用料及び公園使用（占有）料については、田無市の例による。

（ 2 ）清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。

（ 3 ）事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。

（ 4 ）保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。

（ 5 ）学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

■ 香川県さぬき市（平成 1 4 年 4 月 1 日新設合併）

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

■ 広島県三次市（平成 1 6 年 4 月 1 日新設合併予定）

1 施設使用料については、施設的内容及び建設年度が異なり、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、新市において調整を図る。

2 手数料については、原則として三次市の制度に統一するものとする。ただし督促手数料については、別の協定項目で定める。

現 況 (一元化調書)

別冊4「一元化調書」のとおり

使 用 料 (P 1 ~ 7 4)

手 数 料 (P 7 5 ~ 9 6)

関 係 法 令

〔地方自治法〕

第10条

- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(使用料)

第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条

- 1 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(公有財産の範囲及び分類)

第238条

- 2 公有財産は、これを行政財産と普通財産に分類する。
- 3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

- 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(公の施設)

第244条

- 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

2) 電算システム事業(合併協定項目24)

協 定 項 目	24 電算システム事業
調整の内容	電算システム事業については、既存のシステムの有効活用を図りながら、住民サービスの低下を招かないよう、住民生活に直接関連したシステムを優先して合併時に統合する。

【要旨及び留意点】

- 多くの住民サービスが電算システムによる事務処理に依存している現在、万一、システムの停止又は不具合が発生した場合、住民サービスの低下、事務処理の停滞等、多大な悪影響を及ぼすおそれがあるため、電算システムの統合は、システムの安全・確実な稼働を最優先に考えて行われなければならない。
- 近年の情報化の進展に伴い、ほとんどの自治体でコンピュータが導入されているが、その対象業務、処理方式、処理内容等は、ほぼ各自治体独自のものとなっている。

【参 考】

資料24-1 他地域の状況(参考事例)

資料24-2 現 況

他地域の状況（参考事例）

●兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

●香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日新設合併）

新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。

●香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

●山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

●広島県三次市（平成 16 年 4 月 1 日新設合併予定）

電算システムについては、合併時に統合するものとする。

ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整するものとする。財務会計システムについては、新しい組織に対応したシステムを導入するものとする。戸籍事務の電算化については、合併までに導入を図り、新市において統合するものとする。

現 況					
主なシステム（ソフトウェア）の状況					
市 町 名	システム名	ベン ダ	OS 名	開発 区分	運用 開始 年度
下関市	住民情報オンラインシステム	富士通	XSP	パッケージ	S60
菊川町	総合行政情報システム	日 立	WindowsNT	パッケージ	H12
豊田町	総合行政システム	東 芝	OS-	パッケージ	H 6
豊浦町	住民情報オンラインシステム	富士通	ASP	パッケージ	H 1
豊北町	総合行政システム	R K K	WindowsNT	パッケージ	H11
【ベンダ】 販売店のこと。 【OS】 オペレーティングシステムの略。ユーザ又はアプリケーションがハードウェアを効率的に制御するための基本的なソフトウェアのこと。 【パッケージ（パッケージソフト）】 システム開発会社が蓄積したノウハウを元に開発したソフトウェアをマニュアルと併せて販売している既製商品のこと。個別にゼロから作りあげるオーダーメイドソフトに比べて安価で、導入に要する期間が短いのが特徴。					

現 況

主な機器構成（ハードウェア）の状況

市町名	メーカ	機器の種類	機器の規模	導入年月	導入方式	汎用機台数	オフコン台数	サーバ台数	端末台数	プリンタ台数
下関市	富士通	汎用機	大 型	H13. 4	レンタル	1	—	—	145	59
菊川町	日 立	C / S	中 型	H12. 4	リース	—	—	4	83	17
豊田町	東 芝	オフコン	中 型	H 6. 4	リース	—	1	—	15	18
豊浦町	富士通	オフコン	中 型	H15. 7	リース	—	1	—	45	13
豊北町	H P	C / S	小 型	H11. 4	リース	—	—	2	45	22

【汎用機】

大量なデータの抽出や集計などを行う一括処理（バッチ処理）、データの照会や異動などを個別に行う即時処理（リアルタイム処理）など、広範囲の問題を処理するプログラムを実行できるように設計されている大型コンピュータのこと。大量のデータに対する処理能力と信頼性に優れ、高負荷にも耐えられるのが特徴。

【オフコン】

オフィスコンピュータの略。高価格・高性能な汎用機に対して、小規模な事務処理を低価格で実現するために開発されたビジネス用コンピュータのこと。現在では、中型汎用機レベルの機能を持つものもあり、その定義は、上位のパーソナルコンピュータから中型汎用機までと広範囲にわたる。

【C / S】

クライアント / サーバの略。汎用機などの集中処理型システムとは異なり、パーソナルコンピュータなどの小型コンピュータ同士が相互に連携しながら処理を実行する分散処理型システムのこと。パーソナルコンピュータの高性能化・低価格化が進んでいることなどから広く普及しているが、大量のデータを扱う一括処理には適さない。

【レンタル】

保守契約を含んだ賃貸借契約。

【リース】

保守契約を含まない賃貸借類似契約。

現 況

電算処理の状況

市町名	総務		税 務					住 民				民生・福祉・保健																
	人 事	給 与	個人住民税	法人市町村民税	固定資産税	軽自動車税	収納消込	口座振替	住民記録	印鑑登録	外国人登録	住登外	戸 籍	国民年金	老齢福祉年金	障害福祉年金	国民健康保険料（税）	介護保険料	老人医療	福祉医療	児童手当	社会福祉施設入所負担金	保育料	身体障害者手帳	敬老祝金	はり・あんま	バスカード	成人健康診査
下関市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
菊川町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○					
豊田町	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
豊浦町		○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
豊北町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

市町名	上下水道・住宅				教育		選 挙		財務会計								その他							
	水道使用料	下水道使用料	下水道受益者負担金	農業集落排水施設使用料	住宅使用料	幼稚園授業料	新入学通知	選 挙	農業委員会選挙	海区委員会選挙	予算編成	予算執行	決算統計	起債管理	歳計外・基金管理	旅費計算	財産・物品・備品管理	口座振込	病院	文書管理	農家台帳	交通災害共済	同和福祉援護資金	すこやか豊田っ子子育て奨励金
下関市	○	○	○		○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
菊川町					○	○	○	○	○		○	○			○			○		○				
豊田町	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○
豊浦町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○		
豊北町					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○		

○：汎用機、オフコン、C / Sで処理

：単体のパソコンで処理

現 況

電算の処理状況

事 務		単 位	下関市	菊川町	豊田町	豊浦町	豊北町
税 務	個人住民税	当初賦課処理件数 / 年	170,000	3,500	2,700	8,500	5,100
	法人市町村民税	調定処理件数 / 年	8,600				
	固定資産税	当初賦課処理件数 / 年	105,400	3,800	3,500	9,000	7,000
	軽自動車税	当初賦課処理件数 / 年	73,900	5,000	4,300	8,200	6,900
	収納消込	処理件数 / 日	2,500	70	290	210	150
	口座振替	振替処理件数 / 年	430,000	13,600	6,100	25,900	13,300
住 民	住民記録	異動・証明処理件数 / 年	306,000	17,600	5,500	19,900	11,700
	印鑑登録	異動・証明処理件数 / 年	144,000	4,900	3,800	9,600	7,000
	外国人登録	異動・証明処理件数 / 年	9,400	70	70	160	20
	住登外	登録件数	55,400	36,700	6,700	16,200	26,100
	戸 籍	発行処理件数 / 月			360		400
民 生・ 福 祉・ 保 健	国民年金	資格者登録件数	59,000	900	1,400	6,300	1,100
	老齢福祉年金	資格者登録件数	400		20	40	50
	障害福祉年金	資格者登録件数	1,900		120	650	160
	国民健康保険料（税）	本算定処理件数 / 年	70,000	1,500	1,500	4,300	3,300
	介護保険料	本算定処理件数 / 年	58,000	2,000	2,900	5,400	4,600
	老人医療	資格者登録件数	40,000	1,500	1,600	4,100	570
	福祉医療	資格者登録件数	26,000	660	560	1,600	990
	児童手当	支給処理件数 / 年	25,000	960	650	1,900	920
	社会福祉施設入所負担金	資格者登録件数	740		20	20	40
	保育料	調定処理件数 / 年	42,000	1,500	1,500	3,200	3,000
	身体障害者手帳	資格者登録件数					750
	敬老祝金	支給処理件数 / 年	3,200		1,100	60	
	はり・あんま	受給者登録件数	5,400				
	バスカード	作成処理件数 / 年	41,000				
	成人健康診査	処理件数 / 年	14,400	5,000	6,000	13,000	7,500
上 下 水 道・ 住 宅	水道使用料	調定処理件数 / 年	646,200	31,900	26,100	101,700	63,000
	下水道使用料	調定処理件数 / 年	345,600		10,100	7,400	2,600
	下水道受益者負担金	当初賦課処理件数 / 年	2,800			420	
	農業集落排水施設使用料	調定処理件数 / 年		17,200	740	580	
	住宅使用料	調定処理件数 / 年	70,000	3,300	3,200	4,100	3,400
教 育	幼稚園授業料	調定処理件数 / 年		930		1,600	
	新入学通知	作成処理件数 / 年	5,000	150	130	330	200
選 挙	選 挙	選挙人登録件数	201,300	6,800	5,800	16,500	11,200
	農業委員会選挙	選挙人登録件数	5,100	1,400	1,800	1,700	2,500
	海区委員会選挙	選挙人登録件数				400	2,200

3) 広報広聴関係事業(合併協定項目25)

協 定 項 目	25 広報広聴関係事業
調整の内容	1. 広報紙については、下関市の例により、月に2回発行する。 2. その他広報事業については、新市において実施方法を調整する。 3. 行政モニターや行政懇談会等の広聴事業については、合併後、速やかに充実を図る。

【要旨及び留意点】

- これからの地方分権社会における自治体には、住民、企業、その他民間組織等と協働して地域の課題解決と政策づくりをしていくことが求められている。そのためには、課題や政策に対する的確な判断を可能にするような住民への行政情報の提供を行う広報や、それに基づく住民同士や行政と住民との意見交換等を行う広聴の充実が重要である。
- 下関市及び豊浦郡4町が合併した場合、行政区域が大幅に拡がり、住民に提供する情報が今まで以上に増えることになる。広報広聴関係事業については、従来の手法はもとより、ホームページ等新しい手法を活用するなど、より効果的・効率的な方法で実施することが必要である。

【参 考】

資料25 - 1 他地域の状況（参考事例）

資料25 - 2 現 況

他地域の状況（参考事例）

●兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。
防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
相談業務については、新町において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。

●埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

- ア 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

●香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
広報紙については、毎月発行とする。
その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

●山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

市・町広報紙（広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）
新たに制度等を創設する。
市政・町政だより〔電波メディア〕（ケーブルテレビ、電光掲示板）
新たに制度等を創設する。
広聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）
新たに制度等を創設する。

●長崎県五島市（平成 16 年 8 月 1 日新設合併予定）

広報紙は毎月 1 回発行を原則とする。内容については、合併後に調整する。
その他の広報については、合併後に調整する。
広聴については、合併後に調整する。
【「情報公開関係の取扱い」として整理】
条例制定については、福江市の例による。文書管理は、合併までに調整する。

現 況

1 広報紙発行事業

市町名	発行頻度	頁 数	発行部数
下関市	月 2 回 (毎月 1 日及び 15 日)	28 頁 (1 日版) 16 頁 (15 日版)	105,200 部 (1 日版、15 日版それぞれ)
菊川町	月 1 回 (毎月 1 日)	20 頁	3,200 部
豊田町	月 1 回 (毎月 1 日)	14 ~ 22 頁	3,000 部
豊浦町	月 1 回 (毎月 1 日)	16 ~ 20 頁	7,500 部
豊北町	月 1 回 (毎月 25 日)	12 頁	5,900 部

2 その他広報事業・市勢要覧

市町名	内容等
下関市	毎年発行 (前回は、平成 15 年 3 月発行)
菊川町	5 年ごとに発行 (前回は、平成 12 年 4 月発行) ミニ要覧については、必要に応じて発行 (前回は、平成 9 年 6 月発行)
豊田町	不定期で発行 (前回は、平成 9 年 10 月発行)
豊浦町	5 年ごとに発行 (前回は、平成 13 年 3 月発行)
豊北町	4 年ごとに発行 (前回は、平成 13 年 3 月発行) ダイジェスト版については、平成 13 年 11 月発行

3 その他広報事業・市民サービスガイド

市町名	内容等
下関市	名称は、「市民便利帳」。2 年ごとに発行。行政サービスを案内するため、各世帯に配布
菊川町	名称は、「町民のしおり」。5 年ごとくらいに発行。行政サービスを案内するため、各世帯に配布

4 その他広報事業・テレビ・ラジオ広報

市町名	委託先等	委託料	内容等
下関市	KRY (テレビ)	12,998 千円	毎週日曜日・午前 11 時 50 分から 10 分間放送
	TYS (テレビ)	1,113 千円	毎週月曜日・午前 6 時 30 分から 1 分 30 秒間放送
	YAB (テレビ)	862 千円	毎週木曜日・午前 9 時 55 分から 1 分 30 秒間放送
	エフエム山口 (ラジオ)	630 千円	毎週日曜日・午前 9 時 55 分から 5 分間放送
	コミュニティエフエム下関 (ラジオ)	2,520 千円	毎週月～金曜日・午前 8 時 30 分から 5 分間、毎週土曜日・午前 10 時 30 分から 10 分間放送

現 況

5 市政・町政モニター

市町名	名 称	設置年月	委員数	委員任期	内容等
下関市	下関市市政モニター	昭和 42 年 12 月	20 人	1 年	市政に関する意見提出、モニター会議への参加（平成 13 年度から休止中）
豊北町	豊北町町政モニター	平成 8 年 7 月	14 人以内	1 年	モニター通信の提出（2 回程度）、モニター会議、施設見学及び研修会

6 市政・町政懇談会

市町名	名称等	開催状況	内容等
下関市	市民ふれあいティータイム	随時（平成 14 年度は、19 回実施）・要望のあった地区	市長による市政報告 市長と市民が直接市政等に関しての意見交換を行う
菊川町	町政懇談会	年 1 回・町内 3 地区（校区単位）	町長以下課長以上が出席。各校区別要望事項に対する回答及び状況説明
	菊川町マイタウンネットワーク懇話会	随時（平成 14 年度以降）	第 3 次菊川町総合計画を円滑に推進し、「田園都市構想」の実現を目指して、町民自らが参加して、調査研究や協議検討会を行う
豊田町	町政懇談会	随時・要望のあった地区	町長による、町政全般に関して各行政区より出された要望事項に対する回答及び状況説明
豊浦町	町政懇談会	随時（町政連絡員対象は、年 1 回）・町内 5 地区	町長による、町政全般に関する状況説明
豊北町	町政懇談会	年 1 回・町内 7 地区	主要施策の説明及び意見交換

4) 第7回協議会日程

1 開催日時

平成15年10月8日（水） 午後2時

2 開催場所

下関商工会館 3階大ホール